吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める書面)

2024 年 4 月 1 日 株式会社りそなホールディングス

2024年4月1日 東京都江東区木場一丁目5番65号 株式会社りそなホールディングス 取締役兼代表執行役社長 南 昌宏

当社は、株式会社関西みらいフィナンシャルグループ(以下「関西みらいフィナンシャルグループ」といいます。)との間で締結した吸収合併契約書(以下「本吸収合併契約」といいます。)に基づき、2024年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、関西みらいフィナンシャルグループを吸収合併消滅会社とする吸収合併(以下「本吸収合併」といいます。)を行いました。

本吸収合併に関する会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める事後開示事項は、以下のとおりです。

1. 本吸収合併が効力を生じた日(会社法施行規則第200条第1号)

2024年4月1日

- 2. 関西みらいフィナンシャルグループにおける次に掲げる事項(会社法施行規則第200条 第2号)
 - (1) 会社法第784条の2(本吸収合併の差止請求)の規定による請求に係る手続の経過 関西みらいフィナンシャルグループの株主は当社のみであったため、会社法第784 条の2の規定に基づく請求を行った関西みらいフィナンシャルグループの株主はありませんでした。
 - (2) 会社法第785条(株式買取請求)の規定による手続の経過 関西みらいフィナンシャルグループの株主は当社のみであったため、会社法第785 条の規定に基づく反対株主からの株式買取請求に係る手続について、該当事項はありません。
 - (3) 会社法第787条(新株予約権買取請求)の規定による手続の経過 関西みらいフィナンシャルグループは、新株予約権を発行していなかったことから、 会社法第787条の規定に基づく新株予約権買取請求に係る手続について、該当事項 はありません。
 - (4) 会社法第789条(債権者異議)の規定による手続の経過 関西みらいフィナンシャルグループは、会社法第789条第2項の規定に基づき、2023年11月24日付で官報による公告を行い、同日、会社法第789条第2項及び第3項の規定に基づき、電子公告を行いましたが、会社法第789条第1項第1号の規定に

より本吸収合併について異議を述べた債権者はありませんでした。

- 3. 当社における次に掲げる事項(会社法施行規則第200条第3号)
 - (1) 会社法第796条の2(本吸収合併の差止請求)の規定による請求に係る手続の経過 当社は、会社法第796条第2項(簡易合併)の規定に基づき株主総会の承認を経ず に本吸収合併を実施したため、会社法第796条の2の規定による当社の株主によ る差止請求は認められておりません。
 - (2) 会社法第797条(株式買取請求)の規定による手続の経過 当社は、会社法第797条第3項及び第4項並びに社債、株式等の振替に関する法 律第161条第2項の規定により2023年11月24日付で、吸収合併する旨並びに消 滅会社の商号及び住所を電子公告にて公告いたしました。なお、当社は、会社法第 796条第2項(簡易合併)の規定に基づき株主総会の承認を経ずに本吸収合併を実 施したため、会社法第797条第1項但書の規定により、当社の株主には株式の買取 請求権が認められておりません。
 - (3) 会社法第799条(債権者異議)の規定による手続の経過 当社は、会社法第799条第2項の規定に基づき、2023年11月24日付で官報によ る公告を行い、同日、会社法第799条第2項及び第3項の規定に基づき、電子公告 を行いましたが、会社法第799条第1項第1号の規定により本吸収合併について 異議を述べた債権者はありませんでした。
- 4. 本吸収合併により当社が関西みらいフィナンシャルグループから承継した重要な権利 義務に関する事項(会社法施行規則第200条第4号)

当社は、本吸収合併の効力発生日である 2024 年 4 月 1 日をもって、関西みらいフィナンシャルグループからその資産、負債その他の権利義務の一切を承継しました。当社が関西みらいフィナンシャルグループから承継した資産及び負債の額は、それぞれ 3,691 億円(概算値、2023 年 12 月末時点)、277 億円(概算値、2023 年 12 月末時点)です。

5. 会社法第782条第1項の規定により関西みらいフィナンシャルグループが備え置いた書面に記載された事項(吸収合併契約の内容を除く。)(会社法施行規則第200条第5号)

別紙のとおりです。

6. 会社法第921条の変更の登記をした日(会社法施行規則第200条第6号)

2024年4月1日(予定)

- 7. その他本吸収合併に関する重要な事項(会社法施行規則第200条第7号)
 - (1) 本吸収合併についての銀行法上の認可は、2024年3月8日に得ております。
 - (2) 当社は、会社法第796条第2項の規定に基づき、会社法第795条第1項に定める 株主総会の承認手続を経ずに本吸収合併を行いました。なお、会社法第796条第3 項の規定に従い本吸収合併に反対する旨を通知した当社の株主はありませんでした。
 - (3) 関西みらいフィナンシャルグループは、会社法第784条第1項の規定に基づき、会社法第783条第1項に定める株主総会の承認手続を経ずに本吸収合併を行いました。
 - (4) 本吸収合併により当社の資本金及び準備金等の額は、増加しておりません。

以 上

吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める書面)

2023 年 11 月 24 日 株式会社関西みらいフィナンシャルグループ

2023 年 11 月 24 日 大阪市中央区備後町二丁目 2 番 1 号 株式会社関西みらいフィナンシャルグループ 代表取締役兼社長執行役員 西山 和宏

当社は、株式会社りそなホールディングス(以下「りそなホールディングス」といいます。)との間で締結した吸収合併契約書(以下「本吸収合併契約」といいます。)に基づき、2024年4月1日を効力発生日として、りそなホールディングスを吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併(以下「本吸収合併」といいます。)を行うことを決定いたしました。

本吸収合併を行うに際して、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条の規定により開示すべき事項は、以下のとおりです。

- 1. 吸収合併契約の内容 別添1のとおりです。
- 2. 合併対価の相当性に関する事項

りそなホールディングスは、当社の発行済株式の全てを所有していることから、本吸収 合併に際して株式その他の金銭等の交付及び割当ては行いません。

- 3. 合併対価について参考となるべき事項 該当事項はありません。
- 4. 本吸収合併に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項 該当事項はありません。
- 5. 計算書類等に関する事項
 - (1) りそなホールディングスについての次に掲げる事項
 - (a) 最終事業年度にかかる計算書類等の内容 別添2のとおりです。
 - (b) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会 社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
 - ① 自己株式の取得及び消却
 - i. りそなホールディングスは、2023年5月12日開催の取締役会決議等に基づき、以下のとおり自己株式の取得及び消却を実施いたしました。

自己株式の取得

取得した株式の種類 りそなホールディングス普通株式

取得した株式の総数 15,351,300 株 取得価額の総額 9,999,972,495 円

取得期間 2023年5月15日から2023年6月23日

取得方法 取引一任契約に基づく東京証券取引所における市

場買付け

自己株式の消却

消却した株式の種類 りそなホールディングス普通株式

消却した株式の総数 15,351,300 株 消却日 2023 年 7 月 31 日

ii. りそなホールディングスは、2023 年 11 月 10 日開催の取締役会等において、以下のとおり自己株式の取得を決議し、また、自己株式の消却を決定いたしました。

自己株式の取得

取得する株式の種類 りそなホールディングス普通株式

取得する株式の総数 25,000,000株(上限)

取得価額の総額 15,000,000,000円(上限)

取得期間 2023年11月13日から2023年12月29日

取得方法 取引一任契約に基づく東京証券取引所における市

場買付け

自己株式の消却

消却する株式の種類 りそなホールディングス普通株式

消却する株式の総数 上記により取得した自己株式の全株式数

消却予定日 2024年1月25日

(2) 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その 他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容 該当事項はありません。 6. 本吸収合併の効力を生ずる日以後におけるりそなホールディングスの債務の履行の見込みに関する事項

本吸収合併の効力発生日後のりそなホールディングスの資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収合併の効力発生日後のりそなホールディングスの収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、りそなホールディングスの債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されていません。従いまして、本吸収合併の効力発生日後におけるりそなホールディングスの債務について履行の見込みがあると判断いたします。

以上

吸収合併契約書

(添付省略)

りそなホールディングスの最終事業年度に係る計算書類等の内容

(次頁以下に添付)

第 22 期 2022年 4月 1日から 2023年 3月31日まで 連結計算書類

連結貸借対照表 連結損益計算書 連結株主資本等変動計算書 連結注記表

第 22 期

2022年 4月 1日から 2023年 3月31日まで 計算書類

貸借対照表 損益計算書 株主資本等変動計算書 個別注記表

第 22 期

2022年 4月 1日から 2023年 3月31日まで 事業報告

第 22 期 2022年 4月 1日から 2023年 3月31日まで 附属明細書

株式会社 りそなホールディングス 代表執行役社長 南昌宏

第22期末 連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
現金預け金	22,391,508	預金	61,898,677
コールローン及び買入手形	89,359	譲渡性預金	898,140
債券貸借取引支払保証金	8,360	コールマネー及び売渡手形	1,174,692
買入金銭債権	497,537	売現先勘定	5,000
特定取引資産	221,942	債券貸借取引受入担保金	2,285,798
有価証券	8,386,214	特定取引負債	48,310
貸出金	41,357,286	借用金	3,617,976
外国為替	198,688	外国為替	5,301
リース債権及びリース投資資産	34,989	社債	196,000
その他資産	978,079	信託勘定借	990,487
有形固定資産	352,442	その他負債	676,901
建物	114,319	賞与引当金	20,074
土地	202,521	退職給付に係る負債	9,515
リース資産	15,866	その他の引当金	26,016
建設仮勘定	1,695	繰延税金負債	22,706
その他の有形固定資産	18,039	再評価に係る繰延税金負債	18,094
無形固定資産	51,931	支払承諾	384,964
ソフトウエア	20,240	負債の部合計	72,278,658
リース資産	25,730	純資産の部	
その他の無形固定資産	5,959	資本金	50,552
退職給付に係る資産	50,152	資本剰余金	134,452
繰延税金資産	22,979	利益剰余金	1,963,546
支払承諾見返	384,964	自己株式	△8,154
貸倒引当金	△213,713	株主資本合計	2,140,398
投資損失引当金	△14	その他有価証券評価差額金	343,081
		繰延ヘッジ損益	5,617
		土地再評価差額金	39,426
		為替換算調整勘定	△880
		退職給付に係る調整累計額	△11,759
		その他の包括利益累計額合計	375,485
		新株予約権	215
		非支配株主持分	17,953
		純資産の部合計	2,534,052
資産の部合計	74,812,710	負債及び純資産の部合計	74,812,710

(単位:百万円)

(単位:百万円)

科目	金 額	(半位・日刀口)
		867,974
資金運用収益	459,114	,-
貸出金利息	357,808	
有価証券利息配当金	60,140	
コールローン利息及び買入手形利息	2,946	
債券貸借取引受入利息	305	
預け金利息	21,392	
その他の受入利息	16,520	
信託報酬	21,609	
役務取引等収益	259,395	
特定取引収益	3,321	
その他業務収益	44,632	
その他経常収益	79,901	
償却債権取立益	7,104	
その他の経常収益	72,797	
という性の状態 経常費用	/ 2,/ 3/	640,283
資金調達費用	39,754	040,203
預金利息	15,175	
譲渡性預金利息	48	
コールマネー利息及び売渡手形利息	3,712	
元現先利息	0	
信券貸借取引支払利息	14,330	
関分員自取引又払利忌 借用金利息	3,280	
社債利息	1,202	
社頃利忌 その他の支払利息	2,004	
で が		
は務成が表現れ 特定取引費用	72,360 280	
行に取り負用 その他業務費用		
ての他未務負用 営業経費	75,612	
	413,013	
その他経常費用	39,261	
貸倒引当金繰入額	6,665	
その他の経常費用	32,595	227.600
経常利益 特別利益		227,690
固定資産処分益	1,736	1,736
特別損失	1,/30	4,380
	1.012	4,300
固定資産処分損 対場場先	1,912	
減損損失	2,467	225.047
税金等調整前当期純利益 注人税。 住民税及水東業税	E1 200	225,047
法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額	51,300	
	12,010	62 211
法人税等合計		63,311
当期純利益		161,735
非支配株主に帰属する当期純利益		1,335
親会社株主に帰属する当期純利益		160,400

第22期 連結株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで) (単位: 百万円)

			株主資本		
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	50,552	149,263	1,853,547	△9,244	2,044,119
当期変動額					
剰余金の配当			△50,401		△50,401
親会社株主に帰属 する当期純利益			160,400		160,400
自己株式の取得				△15,006	△15,006
自己株式の処分		△5		1,292	1,286
自己株式の消却		△14,804		14,804	_
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	_	△14,810	109,998	1,089	96,278
当期末残高	50,552	134,452	1,963,546	△8,154	2,140,398

		ŧ	その他の包]括利益累計	額		I II		
	その他 有価証券 評価差額 金	繰延 ヘッジ 損益	土地 再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	新株 予約権	非支配 株主 持分	純資産 合計
当期首残高	378,562	4,676	39,426	△4,169	△20,427	398,068	224	16,610	2,459,023
当期変動額									
剰余金の配当									△50,401
親会社株主に帰属 する当期純利益									160,400
自己株式の取得									△15,006
自己株式の処分									1,286
自己株式の消却									-
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	△35,481	940	_	3,289	8,667	△22,583	△8	1,342	△21,249
当期変動額合計	△35,481	940	-	3,289	8,667	△22,583	∆8	1,342	75,028
当期末残高	343,081	5,617	39,426	△880	△11,759	375,485	215	17,953	2,534,052

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- 1. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結される子会社及び子法人等

33社

主要な会社名

株式会社りそな銀行

株式会社埼玉りそな銀行

株式会社関西みらいフィナンシャルグループ

株式会社関西みらい銀行

株式会社みなと銀行

なお、りそなデジタルハブ株式会社、FinBASE株式会社及び株式会社Loco Doorは新規設立により、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。

また、みなとアセットリサーチ株式会社は清算により、当連結会計年度から連結の範囲より除外しております。

(2) 非連結の子会社及び子法人等

主要な会社名

Asahi Servicos e Representacoes Ltda.

株式会社葛飾冷機センター

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(3) 他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず当該他の会社等を子会社及び子法人等としなかった場合の当該会社等

会社等名

扶桑商事株式会社

株式会社遠藤管工設備

連結子会社であるベンチャーキャピタルが営業取引として投資育成目的で株式を所有しているものであり、傘下に入れる目的ではないため、当社の子会社及び子法人等として取り扱っておりません。

- 2. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等はありません。
 - (2) 持分法適用の関連法人等

7社

主要な会社名

株式会社日本カストディ銀行

株式会社DACSは株式取得により、当連結会計年度から持分法適用の範囲に含めております。

(3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

主要な会社名

Asahi Servicos e Representacoes Ltda.

株式会社葛飾冷機センター

(4) 持分法非適用の関連法人等

主要な会社名

SAC Capital Private Limited

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等並びに関連法人等は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

- 3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
 - (1) 連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

12月末日 3社

3月末日 30社

(2) 連結される子会社及び子法人等は、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。 なお、連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

4. のれんの償却に関する事項

のれんについては、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって均等償却しております。なお、 重要性が乏しいものについては発生年度に全額償却しております。

- 5. 会計方針に関する事項
 - (1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引 (特定取引目的の取引を除く) の評価は、時価法により行っております。

- (4) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、建物については主として定額法、動産については主として定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年~50年

その他 2年~20年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、自己所有の固定資産と同一の方法 により償却しております。

(5) 繰延資産の処理方法

社債発行費及び株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

(6) 貸倒引当金の計上基準

主要な連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、

次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。

上記以外の破綻懸念先に対する債権、及び貸出条件や履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題のある債務者など今後の管理に注意を要する債務者(以下「要注意先」という。)で、当該債務者に対する債権の全部または一部が要管理債権である債務者(以下「要管理先」という。)に対する債権については今後3年間、要管理先以外の要注意先及び業績が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者(以下「正常先」という。)に対する債権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。これらの予想損失額の算定基礎となる予想損失率は1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求めたのち、これに将来予測等必要な修正として、当該損失率に比して景気循環等を加味したより長期の過去一定期間における平均値に基づく損失率が高い場合にはその差分を加味して算定するほか、一部の要注意先、要管理先及び破綻懸念先に係る予想損失率は、将来における貸倒損失の不確実性を適切に織り込む対応として、最近の期間における貸倒実績率の増加率を考慮して算定しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は142,483百万円であります。

その他の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(7) 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して 必要と認められる額を計上しております。

(8) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(9) その他の引当金の計上基準

その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用または損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。

主な内訳は次のとおりであります。

預金払戻損失引当金

14,829百万円

負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、計上して おります。

信用保証協会負担金引当金

5,281百万円

信用保証協会の責任共有制度導入等に伴い、将来、負担金として発生する可能性のある費用を見 積もり、計上しております。

ポイント引当金

4.389百万円

「りそなクラブ」等におけるポイントが将来利用される見込額を見積もり、計上しております。

(10) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用発生年度に一括して損益処理

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数

(10年) による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会

計年度から損益処理

なお、一部の連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(11) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

銀行業を営む国内の連結される子会社の外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連法人等株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

その他の連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

(12) 収益の計上方法

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

同基準が適用される顧客との契約から生じる収益は、「信託報酬」や「役務取引等収益」に含まれております。

「信託報酬」は顧客から受託した信託財産を管理・運用することによる収益で、主にこれらの サービスが提供される期間にわたって収益を認識しております。

「役務取引等収益」は、預金・貸出業務や為替業務などによるサービス提供からの収益が主要なものであります。

預金・貸出業務に係る役務収益は、口座振替業務、インターネットバンキングサービスからの収益やシンジケートローン、コミットメントラインからの収益が含まれております。口座振替業務、インターネットバンキングサービスからの収益は、主としてこれらのサービスが提供された時点で、シンジケートローン、コミットメントラインからの収益はこれらのサービスが提供された時点又はこれらのサービスが提供される期間にわたって収益を認識しております。

為替業務に係る役務収益は、主として国内外にわたる送金手数料による収益で、主としてこれらのサービスが提供された時点で収益を認識しております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

① 金利リスク・ヘッジ

銀行業を営む国内の連結される子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。)に規定する繰延ヘッジのほか、一部については個別ヘッジによる繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。個別ヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一であるため、これをもって有効性の判定に代えております。

② 為替変動リスク・ヘッジ

銀行業を営む国内の連結される子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。以下「業種別委員会実務指針第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以

上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

③ 連結会社間取引等

銀行業を営む国内の連結される子会社のデリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間又は内部部門間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別委員会実務指針第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

(14) グループ通算制度の適用

当社及び一部の国内の連結子会社は当社を通算親会社として、グループ通算制度を適用しております。

(15) 役員向け株式給付信託

当社は、当社並びに当社の連結子会社である株式会社りそな銀行及び株式会社埼玉りそな銀行の業務執行権限を有する役員を対象として、株式給付信託を活用した業績連動型株式報酬制度を導入しており、これに係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 2015年3月26日)に準じた処理をしております。

(会計方針の変更)

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。時価算定会計基準適用指針は、投資信託の時価の算定及び注記に関する取扱い並びに貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関する取扱いを定めたものであります。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、「貸倒引当金」であります。

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 213,713百万円
- (2) 重要な会計上の見積りの内容の理解に資するその他の情報
 - ①算出方法

貸倒引当金算定に当たっては、貸出金を含む債権等について、原則として債務者の信用格付を実施し債務者区分の判定を行った上で、債権等の資金使途等の内容を個別に検討し、担保や保証等の状況を勘案の上、債権の回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに応じて、査定分類を行っております。

当該引当金算出方法の詳細は、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 5.会計方針に関する事項 (6) 貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

②主要な仮定

貸倒引当金に係る主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」、「予想損失額の算定における将来見込み」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に判定し、設定しております。また、「予想損失額の算定における将来見込み」は、過去平均値に基づく損失率に必要な修正を加えて設定しております。

なお、これらの仮定は、将来の経済状況等様々な状況の変化によって影響を受ける可能性があります。

③翌連結会計年度の連結計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度 の連結計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(追加情報)

2021年3月期以降、新型コロナウイルス感染症(以下、「コロナ感染症」)の感染拡大の影響分析に基づき、貸出金等に係る信用リスクに重要な影響が及ぶと推定される業種(以下、「コロナ感染症影響業種」)を選定し、当該業種に属する要注意先の貸出金等に内包する信用リスクを反映する目的で追加的な引当金を計上してきました。

当連結会計年度末において、一部の国内グループ銀行を除き、コロナ感染症影響業種とそれ以外の業種における貸倒の発生状況の乖離が縮小傾向にあり、またコロナ感染症影響業種における当該影響に伴う信用リスクは自己査定に基づく債務者区分の見直しを通じて要注意先に係る貸倒引当金の予想損失率に反映されている状況にあります。これらの状況等を踏まえ、当連結会計年度末において上述の追加的な引当金を計上せず、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 5. 会計方針に関する事項 (6) 貸倒引当金の計上基準」に記載されているとおり、貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき算定した損失率に将来予測等必要な修正を考慮した予想損失額を見積ることで貸倒引当金を算定する方法に一本化しております。

(追加情報)

従業員持株会支援信託ESOP

当社は、中長期的な企業価値向上に係るインセンティブ付与を目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引(従業員持株会支援信託ESOP)を行っております。

(1) 取引の概要

当社がりそなホールディングス従業員持株会(以下「当社持株会」という。) に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は信託期間中に当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、予め定める取得期間内に取得します。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却します。信託終了時に、株価の上昇等により信託収益がある場合には、期間中に取得した株式数等に応じて受益者たる従業員等に金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、責任財産限定特約付金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が一括して弁済することとなります。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、6,163百万円、11.345千株であります。

役員向け株式給付信託

当社は、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 5. 会計方針に関する事項 (15) 役員向け株式給付信託」に記載の業績連動型株式報酬制度を導入しております。

(1) 取引の概要

当社が、当社並びに当社の連結子会社である株式会社りそな銀行及び株式会社埼玉りそな銀行の業務執行権限を有する役員(以下あわせて、「当社グループ役員」という。)のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たす者を受益者とする信託を設定し、当該信託は一定数の当社株式を、予め定める期間内に取得します。当社グループ役員に対しては、信託期間中、株式給付規程に基づき、役職位及び業績達成度等に応じて、ポイントが付与されます。中期経営計画の最終事業年度の業績確定後、株式給付規程に定める一定の受益者要件を満たした当社グループ役員に対して、付与されたポイントに応じた数の当社株式等を給付します。なお、本信託内にある当社株式に係る議決権については、経営への中立性を確保するため、信託期間中は一律不行使とします。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、1,403百万円、3,789千株であります。

グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い

当社並びに一部の国内の連結される子会社及び子法人等は、当連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。)に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

- 1. 関係会社の株式及び出資金総額(連結子会社及び連結子法人等の株式及び出資金を除く) 41.609百万円
- 2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券及び現先取引により受け入れている有価証券はありません。現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有している有価証券は8,835百万円であります。
- 3. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。 なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額64,824 百万円危険債権額353,423三月以上延滞債権額1,659貸出条件緩和債権額248,448合計額668,356

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立 て等の事中により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 4. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、83,637百万円であります。
- 5. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 2014年11月28日)に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は33,974百万円であります。
- 6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金 1,540 百万円 特定取引資産 4,998 有価証券 4,957,507 貸出金 4,461,317 リース債権及びリース投資資産 331 その他資産 13,809

担保資産に対応する債務

預金 146,533 百万円 売現先勘定 5,000 債券貸借取引受入担保金 2,285,798 借用金 3,578,211 その他負債 14,065 上記のほか、為替決済等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金0百万円、有価証券18.069百万円及びその他資産450.678百万円を差し入れております。

また、その他資産には先物取引差入証拠金97,070百万円、金融商品等差入担保金91,893百万円 及び敷金保証金20.508百万円が含まれております。

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、11,091,654百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが10,312,087百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、一部の国内の連結される子会社及び子法人等の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格(1998年1月1日基準日)に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出。

9. 有形固定資産の減価償却累計額

335,400百万円

10. 有形固定資産の圧縮記帳額

46.046百万円

- 11. 社債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債36,000百万円が含まれております。
- 12. 一部の連結される子会社が受託する元本補塡契約のある信託の元本金額は、金銭信託998,570百万円であります。
- 13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は700,709百万円であります。

(連結損益計算書関係)

- 1. 「その他の経常収益」には、株式等売却益58,173百万円を含んでおります。
- 2. 「その他の経常費用」には、貸出金償却16,007百万円、株式等売却損3,116百万円及び株式等償却940百万円を含んでおります。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度	当連結会	会計年度	当連結会計	摘要	
	期首株式数	増加株式数	減少株式数	年度末株式数	10女	
発行済株式						
普通株式	2,400,980	_	23,314	2,377,665	注1	
自己株式						
普通株式	18,392	23,325	25,687	16,030	注2	

- (注) 1.普通株式の発行済株式総数の減少は会社法第178条に基づく当社株式の消却によるものであります。
 - 2.普通株式の自己株式の増加は、2022年11月11日開催の取締役会で決議された自己株式取得に基づく取得23,314千株、及び単元未満株式の買取11千株であります。

普通株式の自己株式の減少は、会社法第178条に基づく当社株式の消却23,314千株、単元未満株式の処分0千株及び従業員持株会支援信託 ESOPが所有する当社株式の持株会への譲渡2,350千株並びに新株予約権(ストック・オプション)の行使22千株であります。

なお、当連結会計年度期首株式数には、従業員持株会支援信託 ESOPが所有する当社株式が13,696千株及び役員向け株式給付信託が所有する当社株式が3,789千株含まれております。また、当連結会計年度末株式数には従業員持株会支援信託 ESOPが所有する当社株式が11,345千株及び役員向け株式給付信託が所有する当社株式が3,789千株含まれております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

		新株予約権の	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計	
区分	新株予約権の内訳	目的となる 株式の種類	当連結会計 年度期首	当連結会 増加	計年度	当連結会計 年度末	年度末残高 (百万円)	摘要
		が北のグラー	十反州日	追加	減少	十反不	راد الدرك)	
当社	ストック・オプショ ンとしての新株予約 権		_				215	
승計			_	_		·	215	

- 3. 配当に関する事項
 - (1) 当連結会計年度中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	配当の原資	基準日	効力 発生日
2022年 5月12日 取締役会	普通株式	25,200百万円	10.50円	利益剰余金	2022年 3月31日	2022年 6月9日

(注) 普通株式の配当金の総額には、従業員持株会支援信託ESOPに対する配当143百万円及び役員向け株式給付信託に対する配当39百万円が含まれております。

決議	株式の種類	配当金の総額	1 株当たり 配当額	配当の原資	基準日	効力 発生日
2022年 11月11日 取締役会	普通株式	25,200百万円	10.50円	利益剰余金	2022年 9月30日	2022年 12月9日

- (注) 普通株式の配当金の総額には、従業員持株会支援信託ESOPに対する配当129百万円及び役員向け株式給付信託に対する配当39百万円が含まれております。
 - (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

2023年5月12日開催の取締役会に次の議案を提案いたします。

株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	配当の原資	基準日	効力発生日	
普通株式	24,956百万円	10.50円	利益剰余金	2023年 3月31日	2023年 6月8日	

(注) 普通株式の配当金の総額には、従業員持株会支援信託ESOPに対する配当119百万円及び役員向け株式給付信託に対する配当39百万円が含まれております。

(金融商品関係)

- 1. 金融商品の状況に関する事項
- (1)金融商品に対する取組方針

当社グループは、真にお客さまに役立つ金融サービスグループを目指し、様々な金融商品をお客さまのニーズに沿ってご提供させて頂いております。また自社グループの収益性向上、健全性確保の両面から、金融商品をリスクテイク、リスクコントロール等に幅広く活用しております。

具体的には、個人、法人等の様々なお客さまに対し、貸出、ローン、私募債引受け、保証等の与信業務を通じて、お客さまの資金ニーズに適切にお応えしております。

また、安定的な資金運用を目的とした国債等の債券、お客さまとの関係強化を目的とした株式等様々な有価証券を保有、運用しております。

近年、高度化・多様化しているお客さまのニーズに適切にお応えするため、金利関連や為替関連のデリバティブ商品をご提供しております。

また、これらの業務を行うため、当社グループは預金の受入れ、社債の発行、及びインターバン ク市場を通じた資金調達等、金融商品による調達を行っております。

当社グループでは、上記資金運用及び資金調達活動により生じる長短金利バランスのギャップや、金利変動リスクに対応しつつ、部門間での採算管理向上を図るため、資産及び負債の統合的管理(ALM)を行っております。

その一環として、長短金利ギャップ、金利変動リスクをヘッジするためデリバティブ取引を行う とともに、お客さまのデリバティブ契約に係るカバー取引を行っております。

当社グループの連結子会社・関連会社には、国内において銀行業務を行っている子会社、信用保証等を行っている子会社、外国法に基づき外国において銀行業務を行っている子会社等があります。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

①貸出資産の内容及びそのリスク

当社グループの各銀行は東京都・埼玉県を主とした首都圏、大阪府を主とした関西圏を主要な営業基盤としており、与信ポートフォリオにおいては、中堅・中小企業向け貸出金や、住宅ローンを中心とした個人向け貸出金が大きな割合を占めております。

これらの貸出金については、与信先の財務状況の悪化等から資産の価値が減少ないし消失する ことにより損失を被る信用リスクがあります。

②有価証券の内容及びそのリスク

当社グループの各銀行で保有している有価証券は、債券、株式、投資信託、投資事業組合出資金等であり、これらは純投資や、円滑な資金繰り運営を行うためのほか、事業推進目的等で保有しております。

保有している有価証券には、金利・株価・為替等市場のリスクファクターの変動により資産・ 負債の価値またはそこから生み出される収益が変動し損失を被る市場リスク、及び有価証券の発 行体の財務状況の悪化等から資産の価値が減少ないし消失することにより損失を被る信用リスク があります。

③デリバティブ取引の内容及びそのリスク

当社グループでは、金利関連、通貨関連、株式関連、債券関連のデリバティブ取引を取り扱っております。具体的には以下のとおりとなっております。

・金利関連

金利先物、金利先物オプション、金利先渡契約、金利スワップ、金利オプション

・通貨関連

為替予約、通貨スワップ、通貨オプション

• 株式関連

株式指数先物、株式指数オプション、有価証券店頭オプション

・債券関連

債券先物、債券先物オプション、債券店頭オプション

お客さまの高度化・多様化したニーズにお応えする金融商品を提供するうえで、また、当社グループの各銀行が晒される様々なリスクをコントロールするうえで、デリバティブ取引は欠かせないものとなっております。

当社グループの各銀行では、取引に内在するリスクを正確に認識し、適切な管理体制の下に、経営戦略・資源に応じた取引を行うことを基本とし、以下のとおり、お客さまのリスクヘッジニーズへの対応、金融資産・負債のヘッジ取引、及びトレーディング取引の目的でデリバティブ取引を行っております。

(i)お客さまのリスクヘッジニーズへの対応

お客さまは様々なリスクに晒されており、このリスクをヘッジするニーズは高く、また多様化しております。当社グループの各銀行のデリバティブ取引の中心は、このようなお客さまのリスクヘッジニーズに応じた商品の提供であります。

当社グループの各銀行では、お客さまの様々なニーズに的確にお応えするために、豊富な 金融商品を取り揃えるとともに、商品提供力の向上に努めております。

しかし、デリバティブ取引は、その仕組み・内容から多大な損失を被る場合も想定されます。そこで、当社グループの各銀行ではデリバティブ取引について次のような考え方のもとで取り組んでおります。

・商品内容とリスクの説明

商品内容、仕組み等の取引条件や、ヘッジの有効性(当初に意図した経済効果が得られなくなる場合、ヘッジ取引による経済効果がお客さまにとって不利となる場合等の説明を含む)、市場リスク、信用リスク等について、必ず書面(提案書・デリバティブリスク説明書等)を使用して十分に説明すること。

説明にあたっては正確な用語を用いるとともに、難解な専門用語は平易な言葉で説明すること。また、所定の書面等の理解チェック欄を使用する等により、説明漏れがないこと及び理解したことを当社とお客さまの双方で共同確認を行うこと。

・自己責任の原則と取引能力

取引の前提として、お客さまが自己責任の原則を認識しており、その取引を行うに十分 な判断力を有していること。また、お客さまの知識、経験、財産、取引目的、損失負担能力、社内管理体制等に照らして、取引金額、年限及びリスク度等不適当と認められる取引 は行わないこと。

・時価情報(お客さまの含み損益の状況)の提供

取引実行後、お客さまの要請または必要に応じて、定期的または随時に時価情報をお客さまに還元し、お客さまの判断の一助とすること。

(ji)金融資産・負債のヘッジ取引

当社グループの各銀行では、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債の状況から生じる金利リスク・為替リスク等を適正にコントロールする手段として、金利スワップ・通貨スワップ等のデリバティブ取引を利用しております。

金利リスクについては、資産・負債の将来にわたる価値を金利変動から守るための「公正価値へッジ」や、将来のキャッシュ・フローを確定するための「キャッシュフローへッジ」を、「包括ヘッジ」及び「個別ヘッジ」として実施しております。為替リスクについては、資産・負債の将来にわたる価値を為替変動から守るための「外貨建取引に係るヘッジ」を実施しております。

これらヘッジ取引となるデリバティブ取引については、検証方法に係る規程を制定し、定期的にヘッジの有効性検証を行う等厳正な管理を実施しております。

金利リスクに係る「包括ヘッジ」の場合は、ヘッジ対象とヘッジ手段を残存期間毎にグルーピング化して重要な条件を確認することにより、または、回帰分析等によりヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を確認することにより、ヘッジの有効性を検証しております。また、「個別ヘッジ」の場合は、当該個別ヘッジに係る有効性の検証を実施しております。

為替リスクに係る「外貨建取引に係るヘッジ」の場合は、ヘッジ手段の元本及び利息相当額を上回る外貨建金銭債権債務の元本及び利息相当額の存在を確認すること等により、ヘッジの有効性を検証しております。

(iii)トレーディング取引

当社グループの各銀行では、短期的な相場変動や市場間の格差等を利用して利益を得ること、ならびに当社が晒されるリスクに対するヘッジや当社とお客さまとの取引に対する市場でのカバー等を目的とするトレーディング取引としてデリバティブ取引を行っております。デリバティブ取引のリスクには、取引相手方の信用リスク及び市場リスクがあります。

デリバティブ取引に係る信用リスクについては、カレント・エクスポージャー方式による リスク額計測手法等を用いて与信相当額を把握し、貸出金等のオンバランス取引と合算のう え、市場・営業推進部門から独立した融資・審査部門がお取引先毎に取引限度額を設ける等 して、与信判断・管理を行う体制としております。また、お取引先の信用度の変化に応じて 機動的に取引限度額の見直しを行う等の運営管理にも努めております。

デリバティブ取引に係る市場リスクについては、後述(3)②のとおり適切に管理しております。

④金融負債の内容及びそのリスク

当社グループの各銀行はお客さまからの預金受入れや、市場からの資金調達、及び社債等の発行にて資金調達を行っております。

これらについては、金利、為替の変動リスクや、金融経済環境の変化等により調達が困難になる流動性リスクがあります。

⑤銀行子会社以外の子会社・持分法適用の関連会社の内容及びそのリスク

当社グループの銀行子会社以外の子会社・持分法適用の関連会社には、信用保証業務を行っているりそな保証株式会社、及びクレジットカード業務を行っているりそなカード株式会社等があります。これらの子会社においては、その業務内容に応じ、信用リスク、市場リスク等があります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

当社グループの各銀行では「グループリスク管理方針」に則って、信用リスク管理、市場リスク管理、流動性リスク管理の各基本方針を含む「リスク管理の基本方針」を各銀行の取締役会で制定し、これに基づきリスク管理業務の諸規程を整備する等リスク管理体制を構築しております。

また、各業務に内在するリスクの度合い、各業務担当部署におけるリスク管理体制を勘案のうえ、内部監査計画を策定し、監査等を行っております。

①信用リスクの管理

当社グループの各銀行における信用リスク管理体制については、「リスク管理の基本方針」に基づき、営業推進関連部署から独立した信用リスク管理関連部署が与信判断と管理を行う体制となっております。

当社グループの各銀行では、信用リスク管理のための組織・体制として、融資会議及び信用リスク管理関連部署(信用リスク管理部署、審査管理部署、問題債権管理部署)を設け、適切な管理体制を構築しております。

融資会議は、信用リスク管理に係る執行部門の決議もしくは協議機関として、与信業務全般に 関する重要事項の決議もしくは協議・報告等を行っております。

信用リスク管理部署は信用格付等の規程・手続に関する企画立案、及び審査管理等、信用リスク管理を適切に実施するための体制整備に関する企画立案を行っております。

審査管理部署は、与信先の業績・財務状況、定性面、資金使途、返済原資等を的確に把握する とともに、与信案件のリスク特性等を踏まえて適切な審査を行い、与信案件の取上げを行ってお ります。

問題債権管理部署は、問題先の経営状況等を適切に把握・管理し、その再生可能性を適切に見極めたうえで事業再生、整理・回収を行っております。

上記体制のもと、当社グループの各銀行では信用リスクのコントロール・削減に向け取り組んでおります。

たとえば、特定先(グループ)に対する与信集中リスクについては、当社グループの経営に対して重大な影響を及ぼす可能性があることを踏まえて、クレジット・リミット(クレジットシーリング)を設定する等の方法により厳格な管理を行っております。

また、与信ポートフォリオ全体の管理の観点から信用リスクを計測し、限度を設定することにより、信用リスクを一定の範囲内に抑制しております。

②市場リスクの管理

(i)市場リスク管理の体制

当社グループの各銀行における市場リスク管理体制については、「リスク管理の基本方針」に基づき、取引実施部署(フロントオフィス)から独立したリスク管理部署(ミドルオフィス)及び事務管理部署(バックオフィス)を設置し相互牽制が働く体制としております。

また、資金・収益・リスク・コスト等の推移・状況を総合的に管理し、それらの対応を協議・報告する会議としてALM委員会等を設置しております。

当社グループの各銀行は、上記「リスク管理の基本方針」に則り適正かつ厳正に市場リスクを管理するために、「市場リスク管理規程」等の諸規程を整備しております。

また、市場取引の時価評価や、金利・株価・為替等市場のリスクファクターの変動により 損失を被る市場リスクについてはVaR(バリュー・アット・リスク)によるリスク額算出を 行うとともに、リスク限度、損失限度、ならびに商品別等のセンシティビティ限度額等を設 定し、その遵守状況を管理しております。加えて、ストレスシナリオに基づく損失額も定期 的に算出しております。

限度等の遵守状況を含むリスク額、損益の状況等については、モニタリングのうえ、経営 宛報告を行うとともに、リスク管理部署(ミドルオフィス)による取引実施部署(フロント オフィス)に対する適切な牽制を行っております。

(ii)市場リスクに係る定量的情報

当社グループの各銀行では、金融商品の保有目的に応じてトレーディング、バンキング、政策保有株式の区分で市場リスクに係るVaRを算出しております。また、バンキングについては、CVA(デリバティブ取引にかかる信用評価調整)も含めたリスク額としております。当社グループとしての市場リスクに係るリスク額はりそな銀行、埼玉りそな銀行及び関西みらいフィナンシャルグループのVaRを単純合算することによって算出しております。

なお、一部の商品やその他の関連会社のリスク額は、グループとしての市場リスクに係る リスク額には含めておりませんが、影響が軽微であることを確認しております。

(ア)トレーディング

当社グループでは、トレーディング目的で取り扱っている有価証券やデリバティブ取引に関するVaRの算出にあたっては、ヒストリカル・シミュレーション法(保有期間10営業日、信頼区間99%、観測期間250営業日)を採用しております。

連結決算日現在で当社グループのトレーディング業務のリスク額は、488百万円であります。

(イ)バンキング

当社グループの各銀行では、トレーディング目的で保有する金融商品及び政策保有株式以外の金融商品やその他の資産、負債は、バンキング業務で取り扱っております。

当社グループでは、バンキング業務に関するVaRの算定にあたっては、ヒストリカル・シミュレーション法または分散共分散法(保有期間20営業日または125営業日、信頼区間99%、観測期間250営業日または1,250営業日)を採用しております。

連結決算日現在で当社グループのバンキング業務のリスク額は、112,930百万円であります。

(ウ)政策保有株式

当社グループの各銀行では、政策目的で保有する株式については、トレーディング業務やバンキング業務と区分してVaRの算出やリスクの管理を行っております。

当社グループでは、政策保有株式に関するVaRの算出にあたっては、ヒストリカル・シミュレーション法または分散共分散法(保有期間125営業日、信頼区間99%、観測期間250営業日または1,250営業日)を採用し、減損リスクを対象にリスク額を算出しております。

連結決算日現在で当社グループの政策保有株式のリスク額は、13,422百万円であります。

(iii)市場リスクのVaRの検証体制等

当社グループの各銀行では、VaR算出単位毎にモデルが算出するVaRと実際の時価の変動を比較するバックテスティングを実施し、リスク計測モデルの信頼性と有効性を検証する体制としております。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク額を計測しているものであり、過去の相場変動から予想される範囲を超える相場変動が発生した場合等においては、VaRを超える時価の変動が発生するリスクがあると認識しております。

③流動性リスクの管理

当社グループの各銀行における流動性リスク管理体制については、「リスク管理の基本方針」に基づき、資金繰り管理部署と流動性リスク管理部署を設置し、相互牽制が働く体制としております。

また、ALM委員会や流動性リスク管理委員会等により適時適切にモニタリング・経営宛報告を 実施しております。

当社グループの各銀行は、「リスク管理の基本方針」に則り適正かつ厳正に流動性リスクを管理するために、「流動性リスク管理規程」等の諸規程を整備しております。

資金繰り運営にあたっては、自社について流動性リスクの状況に係るフェーズ認定(平常時及び3段階の流動性緊急時フェーズで設定)を行い、あらかじめ定めた各フェーズに該当する具体的対応策を適時適切に実施する体制を整備しております。

グループ各銀行は、各々の規模・特性及び流動性リスクの状況を踏まえて、重要な流動性リスク管理指標を設定しモニタリングを実施しております。また、必要に応じて、流動性リスク管理指標にガイドラインを設定し管理しております。

市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされたりすることにより損失を被る市場流動性リスクについても、取扱う市場取引について市場流動性の状況を調査・報告するとともに、必要に応じてガイドラインを設定・日次でモニタリングする等により、適切な管理を行っております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであり ます。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません((注1)参 照)。また、現金預け金、コールローン及び買入手形、債券貸借取引支払保証金、外国為替(資 産・負債)、コールマネー及び売渡手形、売現先勘定、債券貸借取引受入担保金並びに信託勘定借 は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差額
(1) 買入金銭債権 (*1)	497,391	496,820	△571
(2) 特定取引資産			
売買目的有価証券	152,445	152,445	_
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	3,899,097	3,803,574	△95,523
その他有価証券 (*2)	4,373,731	4,373,731	_
(4) 貸出金	41,357,286		
貸倒引当金(*1)	△205,707		
	41,151,579	41,155,324	3,745
資産計	50,074,245	49,981,895	△92,349
(1) 預金	61,898,677	61,898,785	107
(2) 譲渡性預金	898,140	898,140	0
(3) 借用金	3,617,976	3,606,706	△11,270
(4) 社債	196,000	198,107	2,107
負債計	66,610,794	66,601,739	△9,054
デリバティブ取引 (*3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	27,350	27,350	_
ヘッジ会計が適用されているもの(*4)	10,960	10,896	△63
デリバティブ取引計	38,310	38,247	△63

- (*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定を控除しております。なお、買入金銭債権に対 する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております
- (*2) その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日) 第24-9 項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。
- (*3) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。
- (*4) ヘッジ対象である貸出金等のキャッシュ・フローの固定化のためにヘッジ手段として指定した金利スワップ等であり、主に繰延ヘッジを適用しております。なお、これらのヘッジ関係に、「LIBOR を参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(実 務対応報告第40号 2022年3月17日) を適用しております。
- (注1)市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の 時価情報の「その他有価証券」には含めておりません。

(単位:百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額		
非上場株式(*1)(*2)	58,947		
組合出資金 (*3)	54,438		

- (*1)非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日) 第5項 に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
- (*2)当連結会計年度において、非上場株式について304百万円減損処理を行っております。 (*3)組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16 項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定 に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品(2023年3月31日)

(単位:百万円)

∇.A	時価					
区分	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
買入金銭債権	_	_	20	20		
特定取引資産						
売買目的有価証券						
国債	343	_	_	343		
地方債	_	6,098	_	6,098		
その他	_	146,003	_	146,003		
有価証券						
その他有価証券						
株式	867,211	_	_	867,211		
国債	605,833	_	_	605,833		
地方債	_	648,377	_	648,377		
社債	_	391,842	696,705	1,088,547		
その他	339,393	819,109	_	1,158,503		
資産計	1,812,781	2,011,430	696,726	4,520,939		
デリバティブ取引						
金利関連	_	33,422	_	33,422		
通貨関連	_	4,891	_	4,891		
株式関連	_	_	_	_		
債券関連	3	△6		△3		
デリバティブ取引計	3	38,307	_	38,310		

^(*) 有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日) 第24-9項の基準 価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は5,258百万円であります。

(単位:百万円)

区分	時価					
	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
買入金銭債権	_	_	496,799	496,799		
有価証券						
満期保有目的の債券						
国債	2,200,646	_	_	2,200,646		
地方債	_	1,287,855	_	1,287,855		
社債	_	297,380	5,523	302,904		
その他	_	12,168	_	12,168		
貸出金	_	_	41,155,324	41,155,324		
資産計	2,200,646	1,597,404	41,657,647	45,455,698		
預金	_	61,898,785	_	61,898,785		
譲渡性預金	_	898,140	_	898,140		
借用金	_	3,606,706	_	3,606,706		
社債	_	198,107	_	198,107		
負債計	_	66,601,739	_	66,601,739		

(注1)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

買入金銭債権

貸付債権信託の受益権証書等は、外部業者(ブローカー)から提示された価格の他、貸出金の時価の算定方法に準じた方法で算出した価格を時価としており、レベル3の時価に分類しております。これらに該当しない買入金銭債権については、債権の性質上短期のもの等であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、レベル3に分類しております。

特定取引資産

特定取引資産については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、短期社債がこれに含まれます。

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式、国債がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

私募債等は、原則として内部格付に基づくそれぞれの区分、保全率ごとに、元利金の合計額を信用リスク等のリスク要因を織込んだ割引率で割り引いて時価を算定しており、割引率が観察不能であることからレベル3の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等を用いた割引現在価値により時価を算定しております。これらについては、レベル3の時価に分類しております。

負債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、市場金利を用いております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、原則として当該帳簿価額を時価としております。これらについては、レベル2の時価に分類しております。

借用金

借用金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社並びに連結される子会社及び子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、当該借用金の元利金の合計額を市場金利に当社あるいは連結子会社のプレミアムを加味した利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。これらについては、レベル2の時価に分類しております。

社債

当社並びに連結される子会社及び子法人等の発行する社債の時価は、市場価格によっております。これらについては、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引や金利先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。また、取引相手の信用リスク及び当社自身の信用リスクに基づく価格調整を行っております。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、プレイン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。

(注2)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報(2023年3月31日)

区分	評価技法	重要な観察できない インプット	インプットの範囲	インプットの 加重平均
有価証券				
社債				
私募債	現在価値技法	割引率	0.1%-26.0%	0.7%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益(2023年3月31日)

(単位:百万円)

	₩-¥-	当期の抽 その他の	員益又は 包括利益	購入、売	レベル3	レベル3		当期の損益に計上し た額のうち連結貸借
	期首残高	損益に 計上 (*)	その他の 包括利益 に計上	購入、売 却、発行 及び決済 の純額	の時価への振替	の時価からの振替	期末残高	対照表日において保 有する金融資産及び 負債の評価損益
買入金銭債権	53	_	△0	△32	_	_	20	_
有価証券								
その他有価証券		·		·	·	·		
社債	672,980	△594	△727	25,046	_	_	696,705	_

^(*) 連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

(3) 時価評価のプロセスの説明

当社グループはミドル部門において時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って各取引部門が時価を算定しております。算定された時価は、独立した評価部門において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

私募債の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、割引率であります。割引率は、将来のキャッシュ・フローを現在価値に換算するための係数であり、主に信用リスクから生じる金融商品のキャッシュ・フローの不確実性に対し市場参加者が必要とする報酬額であるリスク・プレミアムから構成されます。一般に、割引率が上昇(低下)すると、現在価値は下落(上昇)します。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、「買入金銭債権」中の信託 受益権、並びに「特定取引資産」中の商品有価証券、短期社債を含めて記載しております。

1. 売買目的有価証券(2023年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	△84

2. 満期保有目的の債券(2023年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価(百万円)	差 額 (百万円)
	国債	501,644	505,813	4,168
時価が連結貸借	地方債	341,816	343,890	2,073
対照表計上額を 超えるもの	社債	40,359	40,820	460
	小計	883,821	890,523	6,702
	国債	1,776,583	1,694,833	△81,749
時価が連結貸借	地方債	954,342	943,965	△10,377
対照表計上額を	社債	270,997	262,084	△8,912
超えないもの	その他	13,354	12,168	△1,185
	小計	3,015,276	2,913,050	△102,225
合	計	3,899,097	3,803,574	△95,523

3. その他有価証券(2023年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額 (百万円)
	株式	841,121	263,817	577,304
	債券	324,988	323,687	1,301
連結貸借対照表計	地方債	27,191	27,164	26
上額が取得原価を 超えるもの	社債	297.797	296,522	1,274
危んのもの	その他	128,431	123,239	5,191
	小計	1,294,540	710,744	583,796
	株式	26,090	32,504	△6,414
	債券	2,017,769	2,076,647	△58,877
連結貸借対照表計	国債	605,833	645,328	△39,495
上額が取得原価を超えないもの	地方債	621,186	629,304	△8,118
	社債	790,750	802,013	△11,263
	その他	1,035,351	1,089,091	△53,739
	小計	3,079,211	3,198,243	△119,031
合	計	4,373,752	3,908,987	464,765

- 4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自2022年4月1日至2023年3月31日) 該当事項はありません。
- 5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自2022年4月1日至2023年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	75,093	52,587	315
債券	3,263,773	3,862	6,923
国債	3,219,252	3,739	6,820
地方債	14,480	3	72
社債	30,041	120	31
その他	1,255,145	12,607	50,433
合 計	4,594,012	69,058	57,672

6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、1,348百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりとしております。

正常先:原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落

要注意先:時価が取得原価に比べて30%以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先:時価が取得原価に比べて下落

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:百万円)

区分	当連結会計年度
経常収益	867,974
うち信託報酬	21,609
うち役務取引等収益	259,395
預金・貸出業務	71,499
為替業務	37,198
信託関連業務	38,320
証券関連業務	26,012
代理業務	15,818
保護預り・貸金庫業務	2,977
保証業務	11,222

⁽注) 上表には企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく収益等も含んでおります。また、役務取引等収益の内訳は、主要な業務について記載しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産1,065円31銭2. 1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益67円49銭

3. 潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益 67円48銭

(ストック・オプション等関係)

ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

当社のストック・オプションは、2021年4月1日付の当社と株式会社関西みらいフィナンシャルグループとの株式交換の効力発生に伴い、同社の各新株予約権の新株予約権者に対して、その所有する当該新株予約権の総数と同数の、当社の新株予約権を付与したものであります。なお、当該新株予約権は、株式会社みなと銀行が付与していたストック・オプションに代えて、2018年4月1日に株式会社関西みらいフィナンシャルグループが付与したものであります。

(1) ストック・オプションの内容

	株式会社りそなホールディングス 第1回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	株式会社みなと銀行取締役4名 株式会社みなと銀行執行役員6名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 70,224株
付与日	2021年4月1日
権利確定条件	権利確定条件は定めておりません。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めておりません。
権利行使期間	2021年4月1日から2042年7月20日まで

	株式会社りそなホールディングス 第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	株式会社みなと銀行取締役5名 (うち、社外取締役1名)、 株式会社みなと銀行執行役員9名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 77,280株
付与日	2021年4月1日
権利確定条件	株式会社みなと銀行の取締役または執行役員のいずれ かの地位を喪失した時点
対象勤務期間	2013年6月27日から株式会社みなと銀行の2013年 度に関する定時株主総会終結時まで
権利行使期間	2021年4月1日から2043年7月19日まで

	株式会社りそなホールディングス 第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	株式会社みなと銀行取締役5名 (うち、社外取締役1名)、 株式会社みなと銀行執行役員15名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 80,976株
付与日	2021年4月1日
権利確定条件	株式会社みなと銀行の取締役または執行役員のいずれ かの地位を喪失した時点
対象勤務期間	2014年6月27日から株式会社みなと銀行の2014年 度に関する定時株主総会終結時まで
権利行使期間	2021年4月1日から2044年7月18日まで

	株式会社りそなホールディングス 第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	株式会社みなと銀行取締役7名 (うち、社外取締役2名)、 株式会社みなと銀行執行役員16名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 63,168株
付与日	2021年4月1日
権利確定条件	株式会社みなと銀行の取締役または執行役員のいずれ かの地位を喪失した時点
対象勤務期間	2015年6月26日から株式会社みなと銀行の2015年 度に関する定時株主総会終結時まで
権利行使期間	2021年4月1日から2045年7月17日まで

	株式会社りそなホールディングス 第5回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	株式会社みなと銀行取締役7名 (うち、社外取締役2名)、 株式会社みなと銀行執行役員15名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 116,928株
付与日	2021年4月1日
権利確定条件	株式会社みなと銀行の取締役または執行役員のいずれ かの地位を喪失した時点
対象勤務期間	2016年6月29日から株式会社みなと銀行の2016年 度に関する定時株主総会終結時まで
権利行使期間	2021年4月1日から2046年7月21日まで

	株式会社りそなホールディングス 第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	株式会社みなと銀行取締役8名 (うち、社外取締役2名)、 株式会社みなと銀行執行役員18名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 99,456株
付与日	2021年4月1日
権利確定条件	株式会社みなと銀行の取締役または執行役員のいずれ かの地位を喪失した時点
対象勤務期間	2017年6月29日から株式会社みなと銀行の2017年 度に関する定時株主総会終結時まで
権利行使期間	2021年4月1日から2047年7月21日まで

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2023年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権
権利確定前 (株)						
前連結会計年度末	_	_	4,032	13,104	28,224	30,576
付与	_	_	_	_	_	_
失効	_	_	_	_	_	_
権利確定	_	_	_	2,352	3,696	2,688
未確定残	_	_	4,032	10,752	24,528	27,888
権利確定後 (株)						
前連結会計年度末	44,016	53,088	56,112	42,672	78,288	52,080
権利確定	_	_	_	2,352	3,696	2,688
権利行使	22,512	_	_	_		_
失効	_	_	_	_	_	_
未行使残	21,504	53,088	56,112	45,024	81,984	54,768

② 単価情報

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権
権利行使価(円)	1	1	1	1	1	1
行使時平均株価 (円)	616	_	_	_		_
付与日における公正 な評価単価 (円)	392	494	538	919	455	592

第22期末 貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	117,022	流動負債	57,137
現金及び預金	104,367	1年内償還予定の社債	55,000
前払費用	36	未払金	674
未収収益	35	未払費用	210
未収入金	668	未払法人税等	25
未収消費税等	10	賞与引当金	565
未収還付法人税等	11,903	役員賞与引当金	64
その他	0	役員株式給付引当金	175
固定資産	1,217,488	その他	421
有形固定資産	8	固定負債	235,837
工具、器具及び備品	8	社債	105,000
無形固定資産	23	関係会社長期借入金	130,837
ソフトウエア	23	負債合計	292,974
投資その他の資産	1,217,457	純資産の部	
投資有価証券	4,584	株主資本	1,041,372
関係会社株式	1,213,847	資本金	50,552
繰延税金資産	187	資本剰余金	147,923
その他	0	資本準備金	147,923
投資損失引当金	△1,161	利益剰余金	851,049
		その他利益剰余金	851,049
		繰越利益剰余金	851,049
		自己株式	△8,154
		評価・換算差額等	△52
		その他有価証券評価差額金	△52
		新株予約権	215
		純資産合計	1,041,535
資産合計	1,334,510	負債・純資産合計	1,334,510

第22期 損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位:百万円)

科目	金	額
営業収益		61,186
関係会社受取配当金	57,332	
関係会社受入手数料	3,783	
関係会社貸付金利息	71	
営業費用		6,432
借入金利息	407	
社債利息	319	
社債発行費	222	
販売費及び一般管理費	5,482	
営業利益		54,754
営業外収益		274
受取配当金	35	
受取手数料	73	
投資損失引当金戻入額	85	
未払配当金除斥益	52	
その他	28	
営業外費用		93
経常利益		54,935
税引前当期純利益		54,935
法人税、住民税及び事業税	△499	
法人税等調整額	52	
法人税等合計		△446
当期純利益		55,382

第**22期 株主資本等変動計算書** (2022年4月1日から2023年3月31日まで) (単位: 百万円)

752=763 ML 554 + 15 2.	3017-6 (202)	(単位:白力円)			
			資本剰余金		利益剰余金
	資本金	資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 _ 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金
当期首残高	50,552	147,923	_	147,923	860,878
当期変動額					
剰余金の配当					△50,401
当期純利益					55,382
自己株式の取得					
自己株式の処分			△5	△5	
自己株式の消却			△14,804	△14,804	
利益剰余金から 資本剰余金への振替 株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			14,810	14,810	△14,810
当期変動額合計	_	_	_	_	△9,829
当期末残高	50,552	147,923	_	147,923	851,049

	株主	È資本	本評価・換算差額等			
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	新株予約権	純資産合計
当期首残高	△9,244	1,050,111	60	60	224	1,050,396
当期変動額						
剰余金の配当		△50,401				△50,401
当期純利益		55,382				55,382
自己株式の取得	△15,006	△15,006				△15,006
自己株式の処分	1,292	1,286				1,286
自己株式の消却	14,804	_				_
利益剰余金から 資本剰余金への振替 株主資本以外の項目		_	^ 11O	^ 11O	^ O	_ ^ 121
の当期変動額 (純額)			△112	△112	△8	△121
当期変動額合計	1,089	△8,739	△112	△112	△8	△8,861
当期末残高	△8,154	1,041,372	△52	△52	215	1,041,535

個別注記表

<重要な会計方針>

- 1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 満期保有目的の債券:移動平均法による償却原価法により行っております。
 - (2) 子会社株式及び関連会社株式:移動平均法による原価法により行っております。
 - (3) その他有価証券: 時価法 (売却原価は主として移動平均法により算定) により行っております。 ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法を採用しております。なお、耐用年数は次のとおりであります。

工具、器具及び備品:2年~20年

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

ソフトウエア: 自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づ く定額法により償却しております。

3. 繰延資産の処理方法

社債発行費及び株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

- 4. 引当金の計 ト基準
 - (1) 投資損失引当金

投資損失引当金は、子会社への投資に対する損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への年次インセンティブの支払いに備えるため、役員に対する年次インセンティブの支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 役員株式給付引当金

役員株式給付引当金は、当社の役員への株式報酬制度における報酬支払いに備えるため、役員に対する報酬の支給見込額のうち、当事業年度までに発生していると認められる額を計上しております。

5. 収益の計上方法

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

6. グループ通算制度の適用

当社を通算親会社として、グループ通算制度を適用しております。

7. 役員向け株式給付信託

当社は、当社並びに当社の連結子会社である株式会社りそな銀行及び株式会社埼玉りそな銀行の業務執行権限を有する役員を対象として、株式給付信託を活用した業績連動型株式報酬制度を導入しており、これに係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 2015年3月26日)に準じた処理をしております。

<会計方針の変更>

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。時価算定会計基準適用指針は、投資信託の時価の算定及び注記に関する取扱い並びに貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関する取扱いを定めたものであります。これによる計算書類に与える影響はありません。

<追加情報>

従業員持株会支援信託ESOP

当社は、中長期的な企業価値向上に係るインセンティブ付与を目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引(従業員持株会支援信託ESOP)を行っております。

(1) 取引の概要

当社がりそなホールディングス従業員持株会(以下「当社持株会」という。)に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は信託期間中に当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、予め定める取得期間内に取得します。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却します。信託終了時に、株価の上昇等により信託収益がある場合には、期間中に取得した株式数等に応じて受益者たる従業員等に金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、責任財産限定特約付金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が一括して弁済することとなります。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、6,163百万円、11,345千株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額 5.837百万円

役員向け株式給付信託

当社は、「重要な会計方針 7.役員向け株式給付信託」に記載の業績連動型株式報酬制度を導入しております。

(1) 取引の概要

当社が、当社並びに当社の連結子会社である株式会社りそな銀行及び株式会社埼玉りそな銀行の業務執行権限を有する役員(以下あわせて、「当社グループ役員」という。)のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たす者を受益者とする信託を設定し、当該信託は一定数の当社株式を、予め定める期間内に取得します。当社グループ役員に対しては、信託期間中、株式給付規程に基づき、役職位及び業績達成度等に応じて、ポイントが付与されます。中期経営計画の最終事業年度の業績確定後、株式給付規程に定める一定の受益者要件を満たした当社グループ役員に対して、付与されたポイントに応じた数の当社株式等を給付します。なお、本信託内にある当社株式に係る議決権については、経営への中立性を確保するため、信託期間中は一律不行使とします。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、1,403百万円、3.789千株であります。

グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い

当社は、当事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告42号」という。)に従っております。実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

<貸借対照表に関する注記>

1. 記載金額は、各科目ごとにそれぞれ百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額50百万円3. 関係会社に対する短期金銭債権104,270百万円関係会社に対する短期金銭債務83百万円

関係会社に対する長期金銭債務 130.837百万円

<損益計算書に関する注記>

1. 記載金額は、各科目ごとにそれぞれ百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 関係会社との取引高

営業収益61,186百万円営業費用767百万円営業取引以外の取引高22百万円

<株主資本等変動計算書に関する注記>

1. 記載金額は、各科目ごとにそれぞれ百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
	千株	千株	千株	千株	
普通株式	18,392	23,325	25,687	16,030	注

(注) 普通株式の自己株式の増加は、2022年11月11日開催の取締役会で決議された自己株式取得に基づく取得23,314千株、単元未満株式の買取11千株であります。普通株式の自己株式の減少は、会社法第178条に基づく当社株式の消却23,314千株、従業員持株会支援信託 ESOPが所有する当社株式の持株会への譲渡2,350千株、新株予約権(ストック・オプション)の行使22千株、単元未満株式の処分0千株であります。

なお、当事業年度期首株式数には、従業員持株会支援信託 ESOPが所有する当社株式が13,696千株及び役員向け株式給付信託が所有する当社株式が3,789千株含まれております。また、当事業年度末株式数には、従業員持株会支援信託 ESOPが所有する当社株式が11,345千株及び役員向け株式給付信託が所有する当社株式が3,789千株含まれております。

<税効果会計に関する注記>

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

関係会社株式償却	518,367百万円
税務上の繰越欠損金(注)	18,884百万円
投資損失引当金	355百万円
その他	245百万円
繰延税金資産小計	537,852百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	△18,884百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△518,770百万円
評価性引当額小計	△537,654百万円
繰延税金資産合計	197百万円
繰延税金負債合計	△10百万円
繰延税金資産の純額	187百万円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (百万円)	1 年超 2 年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越 欠損金 (*)	79	70	64	13,930	1,897	2,841	18,884
評価性引当額	△79	△70	△64	△13,930	△1,897	△2,841	△18,884
繰延税金資産	_	_	_	_	_	_	_

^(*) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

<関連当事者との取引に関する注記>

子会社等

種類	会社等 の名称	議決権等の 所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
	42		経営管理	当座預金の預入	77,964	現金及び預金	103,749
子会社 株式会社 りそな銀行 (所有) 直接 100,00%	預金取引関係 金銭貸借関係	資金の借入	60,000	関係会社 長期借入金	130,837		
	100.00%		役員の兼任	借入金利息	407	未払費用	83

⁽注) 1. 当座預金の預入の取引金額は当事業年度中の平均残高を記載しております。

<1株当たり情報に関する注記>

1. 1株当たり純資産	440円93銭
2. 1株当たり当期純利益	23円30銭
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益	23円30銭

^{2.} 借入金については、無担保・期日一括返済方式によるものであり、利率は市場の実勢相場に基づき合理的に決定しております。

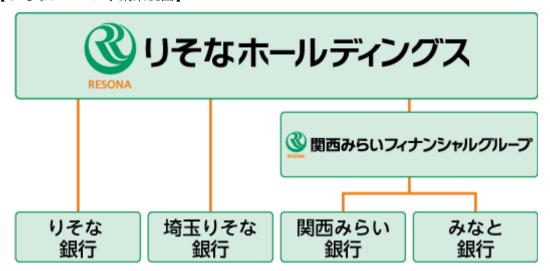
1 当社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

イ 企業集団の主要な事業内容

当グループが営む事業の大部分は銀行・信託業務が占めており、その他の業務としては、ファクタリング業務、クレジットカード業務、ベンチャーキャピタル業務、投資運用業務、投資助言・代理業務などの金融関連業務を行っております。

【りそなグループ事業系統図】



□ 金融経済環境

当連結会計年度の日本経済は、新型コロナウイルス感染症への対応と社会経済活動の両立が進む中、総じて持ち直しの動きとなりました。個人消費は物価上昇の影響を受けつつも緩やかな増加基調となりました。生産や輸出は供給制約の緩和により回復する場面もありましたが、年度末にかけては海外経済減速の影響を受け弱含みとなりました。消費者物価指数は、生鮮食品を除く総合指数において、エネルギーや食料品等の価格上昇により1月に前年比+4.3%のピークをつけましたが、2月以降は政府の電気・ガス価格激変緩和対策により上昇率は鈍化しました。

海外経済は総じて回復基調となったものの、夏場以降は回復ペースが鈍化し一部で弱さがみられました。米国経済は緩やかな回復基調が続き、雇用情勢について堅調に推移した一方で、高インフレやFRBの金融引締めの影響等から製造業景況感や住宅市況には悪化がみられました。欧州経済は減速感が強まる場面もありましたが、年度末にかけエネルギー価格が下落すると減速基調は一服し、景気は底堅く推移しました。中国経済は新型コロナウイルスの感染者数の急増により停滞する場面もありましたが、年度末にかけては感染状況の落ち着きとゼロコロナ政策の転換により急回復しました。

金融市場では、インフレ高進により主要国で大幅な利上げが実施され、振れの激しい展開となりました。また年度末には米国地方銀行の破綻や欧州大手金融機関の救済合併を受けた金融不安から、リスク回避姿勢が強まりました。NYダウは9月末にかけて下落し一時3万ドルを割り込んだものの、その後は持ち直し11月以降は概ね3万2,000~3万4,000ドル台の

レンジで推移しました。日経平均株価はグローバル経済の先行きに対する懸念が重石となる一方で円安進行による輸出企業業績への期待が下支えとなり、2万円台後半のレンジで上下する動きとなりました。米国長期金利はFRBの利上げ見通しが高まるなかで10月下旬に4.2%台のピークをつけたものの、その後はレンジを切り下げ3月に金融不安から一時3.3%を割り込みました。日本長期金利は日本銀行による長期金利誘導レンジ上限である0.25%付近で推移していましたが、12月の金融政策決定会合で誘導レンジが上下0.5%に拡大されると上限の0.5%近辺まで上昇し、その後年度末にかけては米国金利低下等を受けて0.3%台の水準にレンジを切り下げました。ドル円は日米金利格差の拡大等を背景に上昇し、10月に約32年ぶりの150円台に乗せたものの、その後は政府・日本銀行により為替介入が実施されたほか、米国金利低下や日銀による金融政策の修正の思惑から下落し、一時130円割れの水準となりました。

△ 企業集団の事業の経過及び成果並びに対処すべき課題

(事業の経過及び成果)

当グループは、「持続可能な社会と、りそなグループの持続的な成長の共鳴」の実現に向けて、2021年6月に、2030年度をターゲットとするサステナビリティ長期目標を定めました。「お客さまも、りそなも、変化への適応力を備えたビジネスモデル・ライフスタイルに進化を遂げること」「お客さまのSX^(*)に最も貢献する企業になること」を目指し、お客さまとの対話を深めながら、一つひとつ課題を克服し、グループー丸となって取り組みを進めております。

(*) サステナビリティ・トランスフォーメーションの略。当グループでは、「持続可能な社会に向けた世の中の変化を先取りし、企業のビジネスモデルや個人のライフスタイルを自ら変化させていくこと」と整理しています。

また、前中期経営計画~レゾナンス・モデルの確立~の最終年度である2022年度も、お客さまのこまりごと、社会課題を起点に、既存領域にさらに磨きをかけて"差別化"を図る「深掘」、"脱・銀行"に向けた新たな創造への「挑戦」、これらを支える「基盤の再構築」に取り組んでまいりました。

「深掘」「挑戦」の具体的な取り組みとしては、2022年4月に、「CO2排出量簡易算出サービス」の取り扱いを開始しました。サプライチェーンなどを通じて削減目標設定の要請が増えることが予想されるなか、一部の財務数値などでCO2排出量の概算値を算出するサービスを無償提供することで、中堅・中小企業のお客さまのSXへの取り組みをサポートしてまいります。

また、2022年7月に、NTTデータとの共同事業により、新たな決済サービス「りそな支払ワンストップ」の取り扱いを開始しました。請求書のアップロードから振込データの作成、振込実行、電子保管までを一気通貫で行えるサービスを提供することで、中堅・中小企業のビジネスプロセスのデジタル化・生産性の向上をサポートいたします。2022年11月には、決済事業の強化と次世代Fintechビジネスの開発推進を目的に、デジタルガレージと資本業務提携を締結しました。当グループが持つお客さま基盤や与信等のノウハウと、デジタルガレージが持つ国内最大級の決済プラットフォームやFintechをはじめとするスタートアッ

プ・エコシステムを融合することで、便利で安全・安心なキャッシュレス社会の実現に貢献してまいります。

異業種や地域金融機関とWIN-WINの関係を築いていく共創型プラットフォームの構築が、着実に進展しております。長期安定的な資産形成ニーズに応えるファンドラップサービスを、2022年6月より京葉銀行のお客さまに、2023年1月より七十七銀行のお客さまに、それぞれご利用いただけるようになりました。また、2023年2月には、当グループが提供する基盤を活用したバンキングアプリを、百十四銀行の個人のお客さまにご利用いただけるようになりました。今後も資本関係やシステム統合にとらわれない柔軟な連携を通じたエコシステムの構築・拡大を進めてまいります。

「基盤の再構築」の取り組みとして、お客さまに分かりやすいシンプルな事務手続きの実現やコミュニケーションを軸とした新たな店頭スタイルの確立に向けた「新営業店システム」の導入を進めております。2022年9月に関西みらい銀行全店への導入が完了いたしました。今後みなと銀行への導入にも順次取り組むことで、さらに利便性の高いサービスと、新たな価値を提供してまいります。

以上の経過を踏まえ、当期の業績は以下のとおりとなりました。

りそなホールディングス連結

	2021年度	2022年度
経 常 利 益	1,587億円	2,276億円
親会社株主に帰属する当期純利益	1,099億円	1,604億円

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

業務粗利益は6,000億円と前期比18億円減少しました。資金利益は、前期比98億円減少して4,193億円となりました。資金利益のうち国内預貸金利益は貸出金利回りの低下により減少しましたが、貸出金の平残は増加しました。信託報酬と役務取引等利益を合わせたフィー収益は、保険販売、不動産等の承継関連業務及び決済関連業務等に係る収益が牽引し前期比3億円増加の2,086億円となりました。有価証券ポートフォリオの健全化実施等により債券関係損益が損失となりましたが、その損失額は前期比減少し、その他業務利益は前期比77億円改善して309億円の損失となりました。営業経費は、4,130億円と前期比142億円減少しました。内訳では人件費は73億円、物件費は45億円減少しました。コア収益(*)は1,381億円と前期比81億円増加しました。株式等関係損益は政策保有株式売却益の積上げ等により、前期比85億円増加して541億円となりました。与信費用は前期比427億円減少し159億円となりました。税金費用を加味して、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比504億円増加して、1,604億円となりました。

財政状態については、連結総資産は前期末比3兆3,423億円減少して74兆8,127億円となりました。資産の部では、貸出金は前期末比1兆7,593億円増加して41兆3,572億円となりました。有価証券は地方債等の増加により前期末比6,536億円増加して8兆3,862億円に、現金預け金は主に日銀預け金の減少により前期末比5兆6,078億円減少して22兆3,915億円となりました。負債の部は前期末比3兆4,173億円減少して72兆2,786億円となりました。そのうち預金は前期末比9,766億円増加して61兆8,986億円に、コールマネ

一及び売渡手形は前期末比1,489億円減少して1兆1,746億円に、債券貸借取引受入担保金は前期末比1兆4,814億円増加して、2兆2,857億円に、借用金は主に日銀借入金の減少により前期末比5兆5,168億円減少して3兆6,179億円となりました。純資産の部では、その他有価証券評価差額金は減少しましたが、利益剰余金の増加等により前期末比750億円増加の2兆5,340億円となりました。

また、信託財産は前期末比2兆9,667億円減少して28兆8,744億円となりました。

(*) 国内預貸金利益+連結フィー収益+経費

中期経営計画における当グループが目標とする主な経営指標の実績は以下のとおりとなりました。

	2022年度 目標値	2022年度 実績
親会社株主に帰属する当期純利益	1,600億円	1,604億円
連結フィー収益比率	35%以上	34.7%
連結経費率	60%程度	67.4%
株主資本ROE	8%程度	7. 66%
普通株式等Tier 1 比率(*)	10%程度	10%程度

^(*)バーゼル3最終化ベース、その他有価証券評価差額金除き

(対処すべき課題)

当グループは、2003年の預金保険法に基づく公的資金の注入とりそな改革のスタートから20年を迎えます。国民の皆さまからお預かりした3兆円を超える公的資金を2015年に完済するとともに、りそなのDNAである「変革」に挑戦しつつ、お客さま・地域社会の信頼に応え、ともに成長する、という経営の軸をぶらすことなく、今日まで取り組んでまいりました。

一方で世の中は、サステナビリティ・トランスフォーメーション(以下、SX)、デジタルトランスフォーメーション(以下、DX)といった潮流等の歴史的な構造転換期にあり、お客さま・地域社会のこまりごとは一層多様化・高度化していくことが予想されます。

当グループとしては、社会・環境がいかに変わろうとも、「お客さまの喜びがりそなの喜び」という基本姿勢を貫き、これまで以上に社会に貢献することで、全てのステークホルダーとともに成長していきたい、と考えております。

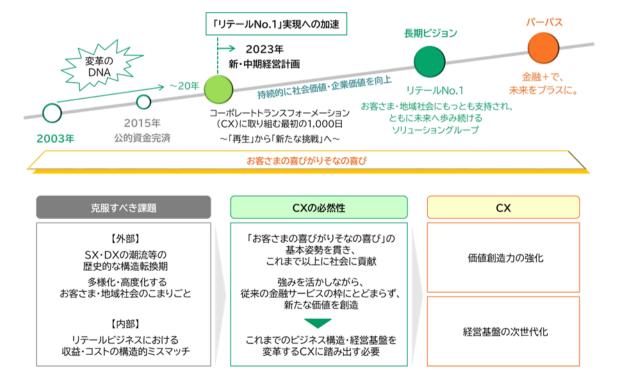
りそな改革のスタートから20年の時を経て、これまでの歩みを忘れることなく次世代に繋ぎながら、「リテールNo.1」実現に向けた新たな挑戦への一歩を踏み出してまいります。その針路をより明確にするため、今般、当グループでは、創業以来、経営の根底に流れる想いを「パーパス」・「長期ビジョン」として制定するとともに、2030年度をターゲットとする「サステナビリティ長期指標」を設定いたしました。

また、長期的な戦略の方向性を、「これまでのビジネス構造・経営基盤を変革するコーポレートトランスフォーメーション(以下、CX)」とし、そこからのバックキャストによって新たな「中期経営計画(リテールNo.1実現への加速)」(以下、本計画)を策定いたしました。

「リテールNo.1実現への加速に向けてCXに取り組む最初の1,000日」と位置づける本計画では、SX・DXの潮流等を見据えた「変化への適応」および「収益・コスト構造改革のさらなる加速」を図るべく、「価値創造力の強化」「経営基盤の次世代化」に取り組んでまいります。

長期的に目指す姿

- りそな改革のスタートから20年の節目に、今日まで築き上げたりそなのDNAである「変革への挑戦」を次世代に繋ぎながら、「リテールNo.1」実現に向けて加速します。
- 一方で、SXやDXの潮流等の歴史的な構造転換期において、お客さま・地域社会のこまりごとは一層多様化・高度化していくことが予想されます。また、当グループの特性である「リテール」や「地域に根差した4つの銀行を中心としたマルチリージョナル体制」は、地域密着型のきめ細やかなビジネス展開を可能とする反面、高コスト性を内包しており、収益・コストにおいて構造的なミスマッチが生じております。
- これらの課題を克服し、「お客さまの喜びがりそなの喜び」という基本姿勢を貫きながら、これまで以上に社会に貢献していくためには、当グループ自らが、「これまでのビジネス構造・経営基盤を変革するCX」に踏み出さなければならないと認識しております。
- CXに向けて、多様化・高度化するお客さま・地域社会のこまりごとに応えるための「価値創造力の強化」と、自らが変化に適応しながら、多様な価値創造・提供を可能にする「経営基盤の次世代化」に取り組みます。
- これらの長期的な取り組みを通じて、持続的な社会価値・企業価値の向上、および、「リテールNo.1」実現を目指します。



パーパス・長期ビジョン

- これまで培ってきた金融サービスの強みを活かしながら、従来の金融サービスの枠に とどまらず、新たな価値の創造を通じてこまりごとを解決していくこと。そして、こ れまで以上に社会に貢献し、地域・リテールのお客さまにもっとも支持される存在に なること。当グループの根底に流れているこの想いを「パーパス」・「長期ビジョン」 として明文化いたしました。
- 今般明文化した「パーパス」と、当グループがこれまで大切にしてきた「経営理念」 を経営の根幹に据え、さらに「長期ビジョン」を掲げることで、グループの総力を結 集し、未来志向で、長期的なCXに取り組んでまいります。

当グループの理念体系

パーパス 経営理念 りそなグループは、 創造性に富んだ金融サービス企業を目指し、 金融+で、 お客さまの信頼に応えます。 未来をプラスに。 変革に挑戦します。 透明な経営に努めます。 地域社会とともに発展します。 長期ビジョン リテールNo.1 ~お客さま・地域社会にもっとも支持され、ともに未来へ歩み続けるソリューショングループ~ 具体的な姿勢・行動 りそなWAY

パーパス

○ 将来にわたり「社会にどのように貢献するか」を示した、お客さま・社会起点の志

お客さま 変革への 誠実で 責任ある のために 挑戦 透明な行動 仕事

りそなSTANDARD

働きがい

株主の

ために

社会から

の信頼

○ パーパスに込めた想いは、以下のとおりです。

従業員と

社会がどのように変わっても、 安心して前を向けること。

お客さまと 株主と 社会と 従業員と「りそな」「りそな」「りそな」「り

希望を持って踏み出せること。

そのために私たちは 一つひとつの地域に寄り添い、 金融の枠にとどまらない発想で 小さなことでも、大きなことでも、 未来をプラスに変えていく。

たくさんの安心と希望、 そしてワクワクする未来のために、 私たちりそなは、変革と創造に挑み続けます。

経営理念

- 当グループがこれまで大切にしてきた原点であり、「社会のなかでどうありたいか」 を示した、企業・経営者起点の信念
- 「りそなショック」を決して風化させないためにも、経営の意志として原形のまま活 かし続けます。

長期ビジョン

- パーパスと経営理念を根幹に据え、長期的に目指す姿
- 地域・リテールに特化する、創業から変わらぬ想いを明確にしております。

中期経営計画

I. 計画期間

○ 2023年度~2025年度 (2024年3月期~2026年3月期)

Ⅱ. 本計画の位置づけ・ポイント

- 本計画を「リテールNo.1実現への加速に向けてCXに取り組む最初の1,000日」と位置付けます。
- 本計画では、SX・DXの潮流等を見据えた「変化への適応」および「収益・コスト構造 改革のさらなる加速」を図ります。
- これらの実現に向け、リテール特化の歴史の中で培ったグループの強みを活かしたビジネスの深掘と、新たな価値の創造への挑戦を通じた「価値創造力の強化」、グループ連結運営のさらなる強化と、一体的な基盤改革を通じた「経営基盤の次世代化」に取り組んでまいります。

「リテールNo.1」実現への加速: コーポレートトランスフォーメーション(CX)に取り組む最初の1.000日

~「再生」から「新たな挑戦」へ~ ◆ SX・DX等を見据えた「変化への適応」 ◆ 収益・コスト構造改革のさらなる加速 価値創造力の強化 経営基盤の次世代化 ◆ グループの強みを活かしたビジネスの深掘と ◆ グループ連結運営のさらなる強化と 新たな価値の創造 一体的な基盤改革 グループガバナンスの強化 コンサルティングカの質的・量的強化 深掘・挑戦 オールりそなの発揮(お客さま基盤・機能) ガバナンス リスクガバナンスの高度化 テクノロジー・データの利活用 お客さま本位の業務運営徹底 • 「お客さま基盤」 「経営資源」 「機能」拡充 「価値創造」「Well-being」の実現 共創・拡大 ✓ 金融デジタルプラットフォーム 人的資本 ✓ インオーガニック投資 ・3つの柱(エンゲージメント、プロフェッショ ナル、共創)の共鳴 <提供価値> <注力ビジネス> 中小企業向け貸出 業務プロセス:解体・再構築 事業·資産循環 事業承継·資産承継 多様化・ 知的資本 • チャネル: リアル・デジタルの一体化 キャッシュレス・DX 高度化する 促進 資産形成サポート システム:汎用化・オープン化・スリム化 こまりごと 企業年金 社会構造転換 住まい

資本の質的・量的拡充から本格活用フェーズへ

Ⅲ. 経営指標

○ 本計画の最終年度における主な経営指標は以下のとおりです。

		2022年度(実績)	2025年度
	親会社株主に帰属する当期純利益	1,604億円	1,700億円
収益・コスト構造	連結コア収益*1	1,636億円	1,800億円
改革の実現	連結経費率	67.4%	60%台前半
健全性、成長投資と	株主資本ROE* ²	7.66%	8%
株主還元の 最適化	普通株式等Tier1比率*3	10%程度	10%台
	総還元性向	40.6%	50%程度
持続可能な社会 の実現	GPIF選定ESG指数(国内株)*4	全てに採用	全てに採用

【 2025 年度前提条件:無担保コール O/N △0.05%、10 年国債 0.40%、日経平均株価 28,000円 】

- ※1. 国内預貸金利益+円債利息等(円債利息・金利スワップ収益)+フィー収益+経費
- ※2. 親会社株主に帰属する当期純利益÷株主資本(期首・期末平均)
- ※3. 国際統一基準・バーゼル3最終化ベース(完全実施基準)、その他有価証券評価差額金除き
- ※4. FTSE Blossom Japan Index、FTSE Blossom Japan Sector Relative Index、MSCI ジャパン ESG セレクト・リーダーズ指数、 S&P/JPX カーボン・エフィシェント指数、MSCI 日本株女性活躍指数、

Morningstar Japan ex-REIT Gender Diversity Tilt Index

IV. 価値創造力の強化

深掘・挑戦

- 事業・資産循環、社会構造転換の促進に向けて、前中期経営計画から進めてきた注力 ビジネスへの人的資源投入、投資、資本活用を、引き続き強化してまいります。
- 具体的には、中小企業向け貸出、承継等における、コンサルティングの質・量の拡充、 ファイナンス力の一層の強化を図ります。
- オールりそなで、「お客さま基盤」「機能」等、グループの潜在力の最大限発揮に取り組みます。
- また、キャッシュレス・DX、資産形成サポート等における、テクノロジー・データの 利活用を通じた、より広く価値を届ける「仕組み」の拡大を図ります。

共創 · 拡大

○ インオーガニック投資や、地域金融機関・異業種等との共創基盤である金融デジタルプラットフォームを通じて戦略的提携を拡大させ、「お客さま基盤」「経営資源」「機能」の拡充を図ってまいります。

中小企業向け 貸出	SX・承継・DX等変化に適応するための資金需要に、リレーションを活かしたコンサルティング・ファイナンスで応えていく人的資源の投入や資本の積極活用を通じて、コンサルティング力・ファイナンス能力を強化する
事業承継· 資産承継	 ・ 少子高齢化が進むなか、事業や資産の価値を引き継ぎ・高めたいという想いに、M&A、信託、不動産等の多様なソリューションで応えていく ・ 事業承継・資産承継分野における専門人財のさらなる増強を通じて、より多くの想いを形にする
キャッシュレス・ DX	・人口減少のなかでも社会・経済の活力を維持するため、個人の家計・企業の商流に向けてさらなる利便性を提供していく・ データ利活用の高度化、グループ内外連携の深化を通じて、金融に留まらない価値を創造・提供する
資産形成 サポート	・人生100年時代において、より多くの人の資産形成を促し、 経済的な備えをサポートする・企業年金で培った運用力とテクノロジーを融合し、積立投 資における新たなお客さま体験を提供する
企業年金	・ 人財不足を見据え、信託・年金部門のDXと担い手のスキル 強化を通じて、従業員のエンゲージメント向上に資する企 業年金コンサルティングを提供していく
住まい	・ お客さまの生活スタイルの変化に、デジタルを活用した住 宅ローンの利便性向上、環境課題に配慮した住宅ローン商 品の提供を通じて応えていく

V. 経営基盤の次世代化

○ 多様な価値提供を支え、変化に柔軟かつ敏捷に適応していくため、ガバナンス、人的 資本、知的資本の次世代化を、人的資源投入や投資拡充を通じて、一体的に進めてま いります。

ガバナンス		グループガバナンスの強化、リスクガバナンスの高度化 ・ ホールディングスの役割強化 ・ AML/CFT、情報セキュリティ等のリスク管理・コンプライアンス態勢の高度化 ・ お客さま本位の業務運営の徹底
	人的資本	「価値創造」「Well-being」の実現、3つの柱(エンゲージメント、プロフェッショナル、共創)の共鳴 ・ 人財育成投資拡充、処遇向上 ・ 新卒採用・専門人財採用の強化
	業務 プロセス	お客さまと向き合う時間の最大化に向けた、業務プロセスの解体・再構築 ・ 預金・為替を中心とした店頭事務体制の解体・再構築 ・ 融資・住宅ローン・信託分野における抜本的な業務プロセスの解体、システム再構築
知的資本	チャネル	リアルとデジタルの一体化、データ利活用の高度化を通じた、お客さまへの新たな体験の提供 ・ リアルチャネル:店頭コンサルティングの強化 ・ デジタルチャネル:ユーザーのさらなる拡大、コンサルティング強化 ・ 多様なチャネル間でのデータ連携・利活用強化
	システム	汎用化・オープン化・スリム化・ 業務プロセスの解体・再構築と連動した戦略的なシステム 投資の実行・ みなと銀行の事務システム統合による、事務のグループ統 一化

VI. 資本マネジメント

○ 健全性を維持しながら、成長投資や株主還元の拡充に資本を活用することで、企業価値向上の実現に取り組んでまいります。なお、資本収益性の指標として、ROE 8 %を目指してまいります。

健全性

○ 自己資本比率については、現在適用している国内基準において十分な水準を維持するとともに、国際統一基準においても、普通株式等Tier1 比率10%台 (バーゼル3最終化完全実施ベース、その他有価証券評価差額金除き)で運営してまいります。

成長投資

○ お客さま・地域社会のこまりごと解決に資する貸出の増強等に加え、「お客さま基盤」「経営資源」「機能」の拡充を目指すべく、インオーガニック投資に取り組んでまいります。

株主環元

○ 安定配当を継続するとともに、総還元性向の水準の50%程度への引き上げを目指してまいります。

サステナビリティ長期指標

- 持続的な社会価値・企業価値向上への取り組みを加速させるべく、2030年度の達成を 目指す指標を設定いたしました。
- お客さまのこまりごと・社会課題解決を通じて、マルチステークホルダーにとっての 様々な価値の向上に貢献する企業を目指し、従業員一同取り組んでまいります。



※1. りそなホールディングス、りそな銀行、埼玉りそな銀行、関西みらいフィナンシャルグループ、関西みらい銀行、みなと銀行の合算

新設項目について

価値創造力指数

○ こまりごと・社会課題の多様化・高度化にお応えするため、様々なソリューションを 創造し・お届けできているかを「価値創造力指数」として定義します。本指数の倍増 を長期指標として掲げることで、お客さま・社会にとっての様々な価値を向上させる ための取り組みを促進します。

Well-being指数

○ 価値創造や経営基盤の次世代化を担う、当グループの従業員の「仕事と生活の充実」 が欠かせないという認識のもと、本指数の向上を長期指標として掲げることで、従業 員にとっての価値を向上させるための取り組みを促進します。

投融資ポートフォリオの温室効果ガス排出量実質ゼロ宣言、電力セクター中間目標

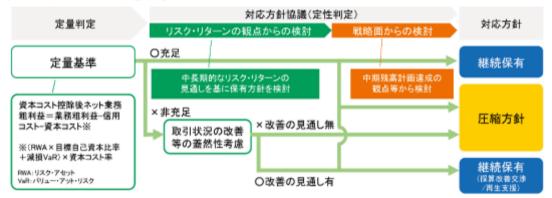
- 既に設定済みの自社のカーボンニュートラル目標に加え、「2050年までに投融資ポートフォリオの温室効果ガス排出量実質ゼロとすること」を宣言いたします。
- また、その達成に向けた2030年度のマイルストーンとして、「電力セクターにおける中間目標」を設定いたします。電力はあらゆる産業・生活の基盤であり、電力セクターのさらなる脱炭素化は、当グループの投融資ポートフォリオの多くを占めるリテールのお客さまの脱炭素化にも不可欠であると認識しております。
- さらなる再生可能エネルギーの普及、トランジションや技術革新に取り組む発電事業 者を支援することで、当グループが地盤とする地域社会のカーボンニュートラル実現 を目指してまいります。

政策保有株式削減に向けた取り組み

● 政策保有株式に関する方針

- ・ りそなグループは、公的資金による資本増強以降、お客さまとの交渉を重ね、政策保 有株式の残高圧縮に取り組み、価格変動リスクの低減に努めてまいりました。今後も コーポレートガバナンスコード等の環境変化も踏まえ、残高縮減を基本方針とします。
- ・保有にあたっては、お客さま並びにりそなグループの持続的な企業価値向上を目指します。保有の妥当性については、中長期的な取引展望の実現可能性を含むリスク・リターンを検証し判断します。
- ・検証の結果、保有の妥当性が認められないと判断される株式は、お客さまとの対話を 通じ十分な理解を得た上で、売却を進めることとします。また、保有の妥当性が認め られる株式であっても、市場環境や経営・財務戦略を考慮した上で、売却する場合が あります。
- ※「政策保有株式」は、保有目的により、①政策投資株式、②戦略投資株式に分類して おり、このうち、①政策投資株式を残高縮減対象としております。なお、グループ銀 行が保有する上場株式は、全て①政策投資株式に該当します。
 - ① 政策投資株式とは、お客さま並びに当グループの持続的な企業価値向上を通じた 中長期的かつ安定的な取引関係の構築、地域振興、再生支援等を目的として保有 する株式

- ② 戦略投資株式とは、グループ外企業とのアライアンス等、外部資源・機能の獲得を目的として保有する株式
- 2 政策保有株式の保有意義検証プロセス



- 3 議決権行使にかかる基本的な考え方
 - ・ 政策投資で保有する株式の議決権行使は、以下の方針に則り、実施しています。また、 行使状況を年次で取締役会宛に報告するなど、自律的な運営を行っています。
 - 1. 議決権行使基準にかかる基本的な考え方 政策投資で保有する株式の議決権行使は、以下の方針に則り、実施します。
 - (1) お客さまとの取引上の利益に囚われることなく、持続的な企業価値向上の観点 から、個別に賛否を判断するよう努めます。
 - (2) 特定の政治的・社会的問題を解決する手段として議決権行使はいたしません。
 - (3) 企業もしくは企業経営者等による不祥事及び反社会的行為が発生した場合には、コーポレートガバナンスの改善に資する内容で議決権を行使します。
 - 2. 議決権行使のガイドライン

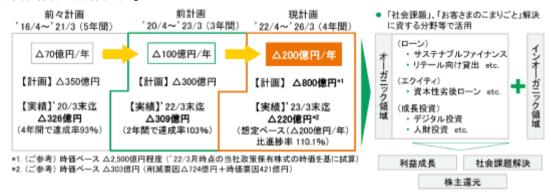
議決権行使を適切かつ効率的に実施すべく、以下のガイドラインを定めます。

- (1) 議決権の行使は、以下の点を踏まえて判断します。
 - ① 行使内容は、当社・対象企業の持続的かつ長期的な価値向上に、より資するものであるか。
 - ② 行使内容は、株主全体の利益に適うものであるか。
- (2) 議決権の行使は、特に以下の議案について、企業価値向上に資するものか十分 に検討したうえで、賛否を判断します。
 - ① 株主提案
 - ② 買収防衛策の導入・更新
 - ③ 不祥事及び反社会的行為が発生した企業の議案
 - ④ 会計監査人による無限定適正意見が未付与の計算書書類の承認
 - ⑤ 取締役解任、会計監査人の解任 等
- (3) 当社判断と行使結果が異なった場合は、ガイドラインに沿った運用がなされているか等を取締役会で確認することで、ガイドラインの見直しも含めた運用の 高度化を図っていきます。

4 政策保有株式削減の状況

- ・ 当社は2003年の公的資金注入以降の財務改革の中で、他社に先駆けて、約1兆円の政 策保有株式を圧縮し、価格変動リスクの低減に努めてまいりました。
- 近年におきましても、さらなる残高圧縮に取り組んでいます。「前々計画(△70億円/年)」および「前計画(△100億円/年)」から削減ペースを加速させた「現計画(△200億円/年)」を2022年5月に公表いたしました。「現計画」では、2022年4月から2026年3月までの4年間で800億円の削減を目指す計画としています。
- ・ 現計画1年目の2023年3月期における削減実績は△220億円、4年間の計画対比の進捗率 は27.5%と堅調に推移しています。なお、年平均の削減ペースとなる△200億円に対 しては110.1%の進捗率となっています。
- 引き続き、さらなる残高縮減に取り組んでまいります。

【政策保有株式削減計画】取得原価、時価のある有価証券



【政策保有株式残高*3】銀行合算ベース、取得原価、時価のある有価証券



*3.「政策保有株式」は、保有目的により、①政策投資株式、②戦略投資株式に分類しており、①政策投資株式を残高縮減対象としています。 なお、グループ銀行が保有する上場株式は、全て①政策投資株式に該当します。

(2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

✓ 企業集団の財産及び損益の状況

(単位:百万円)

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
経常収益	880, 544	823, 600	844, 700	867, 974
経常利益	214, 290	190, 960	158, 775	227, 690
親会社株主に帰属する当期純利益	152, 426	124, 481	109, 974	160, 400
包括利益	23, 799	272, 200	51, 787	139, 087
純資産	2, 316, 543	2, 519, 645	2, 459, 023	2, 534, 052
総資産	60, 512, 454	73, 697, 682	78, 155, 071	74, 812, 710

⁽注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ 当社の財産及び損益の状況

(単位:百万円)

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
営業収益	106, 997	43, 893	60, 028	61, 186
受取配当額	100, 844	39, 175	55, 261	57, 332
銀行業を営む子会社	85, 985	36, 892	52, 495	36, 886
その他の子会社	14,858	2, 282	2, 765	20, 446
当期純利益	10, 566	38, 060	52, 963	55, 382
1株当たり当期純利益	4 ^円 59 ^銭	16 ^円 57 ^銭	21 ^円 87 ^銭	23 ^円 30 ^銭
総資産	1, 425, 760	1, 268, 792	1, 295, 914	1, 334, 510
銀行業を営む子会社株式等	993, 916	993, 916	993, 916	993, 916
その他の子会社株式等	98, 717	116, 128	214, 529	215, 349

⁽注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

^{2. 1}株当たり当期純利益は、当期純利益から当期優先株式配当金額等を控除した金額を期中平均発行済普通株式数(自己株式、従業員持株会支援信託ESOP及び役員向け株式給付信託が保有する当社株式を除く)で除して算出しております。

(3) 企業集団の使用人の状況

✓ 企業集団の使用人数

当年度末

銀行・信託業務 その他の業務

使用人数

18,528人

755人

(注) 使用人数は、就業者数を記載しており、海外の現地採用者を含み、嘱託及 び臨時従業員を含んでおりません。

ロ 当社の使用人の状況

	当年度末
使用人数	1,554人
平均年齢	45年 3月
平均勤続年数	16年 8月
平均給与月額	514千円

- (注) 1. 当社使用人は全員、株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社関西みらい銀行、株式会社みなと銀行他14社からの出向者です。
 - 2. 平均年齢・平均勤続年数・平均給与月額には株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社関西みらい銀行、株式会社みなと銀行以外の会社からの出向者は含んでおりません。また、平均勤続年数には株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社関西みらい銀行、株式会社みなと銀行からの出向者の各社での勤続年数を通算しております。
 - 3. 平均年齢、平均勤続年数及び平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り 捨てて表示しております。
 - 4. 平均給与月額は、3月中の時間外勤務手当を含む平均給与月額で賞与を 含んでおりません。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

企業集団の主要な営業所等の状況

① 銀行・信託業務 株式会社りそな銀行 株式会社埼玉りそな銀行 株式会社関西みらい銀行 株式会社みなと銀行

大阪営業部、東京営業部、他339ヵ店 さいたま営業部、他132ヵ店 心斎橋営業部、他265ヵ店 本店営業部、他104ヵ店

② その他の業務

りそな決済サービス株式会社

本社、他3ヵ店

りそなカード株式会社

本社、他1ヵ店

りそなキャピタル株式会社

本社、他1ヵ店

りそなアセットマネジメント株式会社

本社、他1ヵ店

ロ 当社の事務所の状況

事務所名	所在地	設置年月日
東京本社	東京都江東区木場一丁目 5 番65号 深川ギャザリアW 2 棟	2010年5月6日
大阪本社	大阪市中央区備後町二丁目2番1号	2001年12月12日

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ 設備投資の総額

銀行・信託業務 その他の業務 (百万円) 設備投資の総額 34,298 954

□ 重要な設備の新設等

	内容	金	額
			(百万円)
	ソフトウェアの導入・更改		12,744
AD /- /- 2 NV 76	店舗の新設(りそな銀行小岩支店他)		3,805
銀行・信託業務	本部施設等の更新・改修 (システムセンター他)		3, 259
	店舗の売却・除却 (関西みらい銀行旧茨木中央支店他)		

⁽注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

⁽注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金 (百万円)	当社が有 する子会 社等の議 決権比率 (%)	当社への 配当額 (百万円)
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町 二丁目2番1号	信 託 業 務 銀 行 業 務	279, 928	100.00	30,046
株 式 会 社 埼 玉 り そ な 銀 行	さいたま市浦和区 常盤七丁目4番1号	銀行業務	70, 000	100.00	6, 840
株式会社関西みらい銀行	大阪市中央区備後町 二丁目2番1号	銀行業務	38, 971	100.00 (100.00)	_
株式会社みなと銀行	神戸市中央区三宮町 二丁目1番1号	銀行業務	39, 984	100.00 (100.00)	_
株式会社関西みらいフィナンシャルグルプ	大阪市中央区備後町 二丁目2番1号	銀行持株会社	29, 589	100.00	3
りそな保証株式会社	さいたま市浦和区 常盤十丁目13番10号	信用保証業務	14, 000	100.00	19, 999
り そ な 決 済 サ ー ビ ス 株 式 会 社	東京都江東区木場 一丁目5番25号	ファクタリング業 務	1,000	100.00	_
り そ な カ ー ド 株 式 会 社	東京都江東区木場 一丁目5番25号	クレジットカード 業 信 用 保 証 業 務	1,000	77. 58	28
り そ な キ ャ ピ タ ル 株 式 会 社	東京都江東区木場 一丁目 5番25号	ベンチャーキャピ タ ル 業 務	5, 049	100.00	_
りそなアセットマネジメント 株 式 会 社	東京都江東区木場 一丁目 5 番65号	投資運用業務 投資助言・代理業 務	1,000	100.00	_
り そ な 総 合 研 究 所株 式 会 社	大阪市中央区西心斎橋 一丁目2番4号	コンサルティング 業 務	100	100.00	_
りそなビジネスサービス 株 式 会 社	東京都江東区木場 一丁目 5番25号	事務等受託業務 有料職業紹介業務	60	100.00	_
り そ な 企 業 投 資 株 式 会 社	東京都江東区木場 一丁目 5 番65号	投資事業組合財産 の管理運営業務	100	100.00 (0.05)	_
り そ な デ ジ タ ル ハ ブ 株 式 会 社	東京都台東区上野 五丁目25番11号	DX推進支援業務	400	85. 00	_
	東京都江東区木場 一丁目5番25号	金融デジタルプラ ッ ト フォーム営業業務	100	80. 00	
	東京都江東区木場 一丁目5番25号	地方創生支援業務	400	100.00	_
りそなみらいズ株式会社	滋賀県大津市中央 四丁目5番4号	銀行補助業務	10	100.00 (68.30)	_
株 式 会 社 地域デザインラボさいたま	さいたま市浦和区 常盤七丁目4番1号	地域課題解決業務	100	100.00 (100.00)	
みらいリーナルパートナーズ 株 式 会 社	大阪市中央区備後町 二丁目2番1号	経営課題解決業務	100	100.00 (100.00)	
関西みらいリース株式会社	大阪市中央区西心斎橋 一丁目2番4号	リース業務貸出業務	100	100.00 (100.00)	_
関西みらい保証株式会社	大阪市中央区西心斎橋 一丁目2番4号	信用保証業務	6, 397	100.00 (100.00)	
みなとリース株式会社	神戸市中央区筒井町 三丁目12番14号	リース業務割賦販売業務	30	100. 00 (100. 00)	

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当社が子 イ イ る 等 の 議 決 権 比 率	当社への配当額
株式会社みなとカード	神戸市中央区西町35番地	クレジットカード 業 務 信 用 保 証 業 務	(百万円) 350	(%) 100.00 (100.00)	(百万円)
みなと保証株式会社	神戸市東灘区森南町 一丁目5番1	信用保証業務	200	100.00 (100.00)	_
みなとキャピタル株式会社	神戸市中央区多聞通 二丁目1番2号	投資業務コンサルティング業	250	100.00 (100.00)	_
りそなプルダニア銀行 [P.T. Bank Resona Perdania	Jakarta Mori Tower 30th, 31st, and32nd Floor, JI. Jend. Sudirman Kav. 40-41, Bendungan Hilir, Tanah Abang, Central Jakarta 10210, Indonesia	銀行業務	4,050億 インドネ シアルピ ア [3,604 百万円]	48. 43 (48. 43)	_
りそなマーチャント バンクアジア Resona Merchant Bank Asia Limited	8 Marina View, #32-03 Asia Square Tower 1, Singapore 018960	ファイナンス業務 M & A 業 務	194, 845千 シンガポー ル ド ル [19, 593 百万円]	100.00 (100.00)	_
株 式 会 社日本カストディ銀行	東京都中央区晴海 一丁目8番12号	有価証券管理業務 資産管理に係る信 託 業 務 及び銀行業務	51,000	16. 66 (16. 66)	_
首都圏リース株式会社	東京都千代田区神田 美土代町9番地1	リース業務	3, 300	20. 25	208
ディー・エフ・エル・リース 株 式 会 社	大阪市中央区伏見町 四丁目1番1号	リース業務	3, 700	20.00	89
エ ヌ ・ テ ィ ・ テ ィ ・ データ・ソフィア株式会社	東京都目黒区目黒 一丁目24番12号	情報処理サービス 業 務	80	15. 00	10
りそなデジタル・アイ 株 式 会 社	大阪府豊中市新千里西町 一丁目2番13号	情報処理サービス 業 務	100	49.00	106
株式会社D A C S	大阪市中央区瓦町 一丁目4番8号	情報処理サービス 業 務	100	30.00	_
株式会社ことら	東京都中央区日本橋兜町8番1号	資金決済インフラ の企画・運営業務	1, 700	25. 00 (25. 00)	_

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 - 2. 資本金の円換算額は、決算日の為替相場により算出しております。
 - 3. 当社が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 - 4. 当社が有する子会社等の議決権比率欄の() 内は内数で、当社が間接的に議決権を保有する比率であります。
 - 5. りそなデジタルハブ株式会社は2022年4月1日に設立しました。
 - 6. FinBASE株式会社は、2022年4月1日に設立しました。
 - 7. 株式会社Loco Doorは2022年7月1日に設立しました。
 - 8. 当社は、2022年7月29日に株式会社DACSの株式を取得し、持分法適用関連会社といたしました。
 - 9. 株式会社ことらは、2022年10月11日サービス開始に伴い当期より記載しております。

(7) 主要な借入先

借入先	借入金残高	当社への)出資状況
1日八元	旧八並/天同	持株数	議決権比率
	(百万円)		
株式会社りそな銀行	130, 837	_	

⁽注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2 会社役員(取締役及び執行役)に関する事項

(1) 会社役員の状況

取締役及び執行役総数26名のうち、男性は22名、女性は4名であり、女性の比率は15%であります。

取締役 (年度末現在)

	氏	名		担当	重要な兼職
南		昌	宏		株式会社りそな銀行 取締役
野	П	幹	夫		株式会社りそな銀行 専務執行役員
及	JII	久	彦	監査委員	株式会社りそな銀行 取締役
* 佐	藤	英	彦		弁護士 (ひびき法律事務所) 株式会社ぐるなび 社外取締役
* 馬	場	千	晴	監査委員長報酬委員	株式会社ミライト・ワン 社外取締役
* 岩	田	喜争		報酬委員長指名委員	東京都 監査委員 住友商事株式会社 社外取締役 味の素株式会社 社外取締役
* 江	上	節	子	指名委員報酬委員	三菱地所株式会社 社外取締役
* 池		史	彦	指名委員	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 社外取締役 エーザイ株式会社 社外取締役
* 野	原	佐和	7子	報酬委員	株式会社イプシ・マーケティング研究所 代表取締役社長 第一三共株式会社 社外取締役 京浜急行電鉄株式会社 社外取締役
* Д	内	雅	喜	監査委員	パーソルホールディングス株式会社 社外取締役

⁽注) 1. *は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

^{2.} 当社は常勤の監査委員に及川久彦を選定しております。常勤の監査委員は、重要な会議への出席、執行部門からの定期的な業務報告聴取等を通じて、日常的に情報収集を行い、それらの情報を監査委員全員と共有することで監査の実効性を確保しております。

^{3.} 江上節子氏の戸籍上の氏名は、楠本節子であります。

	氏	名		地位及び担当	重要な兼職
× 南		昌	宏	社 長 SX・DX・事業開発担 当 統 括	前頁記載のとおり
野	П	幹	夫	DX企画部門担当統括兼 I T 企 画 部 担 当兼 I Tセキュリティ統括部 当部 担当兼グループ戦略部(システム改革) 担当	前頁記載のとおり
岩	永	省	_	グ ル ー プ 戦 略 部 (りそな銀行経営管理) 担 当	株式会社りそな銀行 代表取締役社長
福	岡		聡	グ ル ー プ 戦 略 部 (埼玉りそな銀行経営管 理) 担 当	株式会社埼玉りそな銀行 代表取締役社長
菅		哲	哉	グ ル ー プ 戦 略 部 (関西みらいフィナンシ ャルグループ経営管理) 担 当	株式会社関西みらいフィナンシャルグループ 代表取締役兼社長執行役員 株式会社関西みらい銀行 代表取締役社長
石	田	茂	樹	リスク統括部担当 兼信用リスク統括部担当 兼グループ戦略部(法 人・融資業務改革)副担 当	株式会社りそな銀行 専務執行役員
田	原	英	樹	市場企画部担当	株式会社りそな銀行 執行役員
小	JII	耕	_	内 部 監 査 部 担 当	株式会社りそな銀行 執行役員
南		和	利	グループ戦略部(法人・ 融 資 業 務 改 革) 担 当	株式会社りそな銀行 常務執行役員
太	田	成	信	財務 部 担 当	
村	尾	幸	信	コンプライアンス統括部 担 当	株式会社りそな銀行 執行役員
篠	藤	愼	_	グループ戦略部担当	株式会社りそな銀行 執行役員
関	П	英	夫	人財サービス部担当 兼コーポレートガバナン ス 事 務 局 担 当	株式会社りそな銀行 執行役員 株式会社埼玉りそな銀行 執行役員
杉	本	仁	美	コーポレートコミュニケ ー シ ョ ン 部 担 当	
伊	佐	真-	一郎	D X 企 画 部 担 当兼カスタマーサクセス部担 当兼データサイエンス部担当	株式会社りそな銀行 執行役員
片	山	光	輝	プロセス改革部担当 兼ファシリティ管理部担 当	株式会社りそな銀行 執行役員 株式会社埼玉りそな銀行 執行役員

プロセス改革)担当

岩 舘 伸 樹	グループ戦略部長	株式会社りそな銀行 執行役員
原藤省吾	グループ戦略部(住宅ロ ーン業務プロセス改革) 担 当	株式会社りそな銀行 執行役員

- (注) 1. *は代表執行役であります。
 - 2. 南昌宏及び野口幹夫は取締役を兼務しております。

当年度中の取締役及び執行役の異動

丑	名	地位	その他
及川	人 彦	取締役	2022年6月24日就任 (同日付で執行役を任期満了により退任)
野原	〔 佐和子	社外取締役	2022年6月24日就任
Щ	雅喜	社外取締役	2022年6月24日就任
東	和浩	取締役	2022年6月24日任期満了による退任
川島	高 博	取締役	2022年6月24日任期満了による退任

(ご参考)

4月1日付の会社役員の状況は、次のとおりであります。

なお、取締役及び執行役総数28名のうち、男性は25名、女性は3名であり、女性の比率は10%であります。

取締役(2023年4月1日現在)

	氏	名		担当	重要な兼職
南		昌	宏		
野	П	幹	夫		株式会社りそな銀行 専務執行役員
及	Ш	久	彦	監査委員	株式会社りそな銀行 取締役
* 佐	藤	英	彦		弁護士 (ひびき法律事務所) 株式会社ぐるなび 社外取締役
* 馬	場	千	晴	監査委員長 報酬委員	株式会社ミライト・ワン 社外取締役
* 岩	田	喜э	美枝	報酬委員長指名委員	東京都 監査委員 住友商事株式会社 社外取締役 味の素株式会社 社外取締役
* 江	上	節	子	指名委員報酬委員	三菱地所株式会社 社外取締役
* 池		史	彦	指名委員	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 社外取締役 エーザイ株式会社 社外取締役
* 野	原	佐和	和子	報酬委員	株式会社イプシ・マーケティング研究所 代表取締役社長 第一三共株式会社 社外取締役 京浜急行電鉄株式会社 社外取締役
* Ш	内	雅	喜	監查委員	パーソルホールディングス株式会社 社外取締役

⁽注) 1. *は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

^{2.} 当社は常勤の監査委員に及川久彦を選定しております。常勤の監査委員は、重要な会議への出席、執行部門からの 定期的な業務報告聴取等を通じて、日常的に情報収集を行い、それらの情報を監査委員全員と共有することで監査 の実効性を確保しております。

^{3.} 江上節子氏の戸籍上の氏名は、楠本節子であります。

	氏	名		地位及び担当	重要な兼職
* 南		昌	宏	社 兼 グ ル ー プ C E O C X・S X・D X・事業 開 発 担 当 統 括	
野	П	幹	夫	グ ル ー プ C I O兼 グループ C P R OI T企画部門担当統括兼プロセス改革部担当統括兼グループ戦略部(システ ム 改 革) 担 当	前頁記載のとおり
石	田	茂	樹	副 社 長 兼 グループ C S O 兼 グループ C R O グループ戦略部担当統括 兼 信用リスク統括部担当 統	株式会社りそな銀行 取締役
岩	永	省	_	グ ル ー プ 戦 略 部 (りそな銀行経営管理) 担 当	株式会社りそな銀行 代表取締役社長
福	岡		聡	グ ル ー プ 戦 略 部 (埼玉りそな銀行経営管 理) 担 当	株式会社埼玉りそな銀行 代表取締役社長
西	Щ	和	宏	グ ル ー プ 戦 略 部 (関西みらいフィナンシ ャルグループ経営管理) 担	株式会社関西みらいフィナンシャルグループ 代表取締役兼社長執行役員 株式会社関西みらい銀行 代表取締役社長
竹	野		譲	グループ戦略部(関西グ ル ー プ 管 理) 担 当	株式会社みなと銀行 取締役
秋	Щ	浩	_	グ ル ー プ C A O 内 部 監 査 部 担 当	株式会社りそな銀行 常務執行役員
田	原	英	樹	市場企画部担当	株式会社りそな銀行 常務執行役員
小	ЛП	耕	<u> </u>	プロセス改革部担当 兼ファシリティ管理部担 当 兼グループ戦略部(業務 プロセス改革)担当	株式会社りそな銀行 常務執行役員
太	田	成	信	グループCFO 財務 部 担 当	
村	尾	幸	信	グ ル ー プ C C O リ ス ク 統 括 部 担 当 兼コンプライアンス統括 部 担 当	株式会社りそな銀行 執行役員
関	П	英	夫	グ ル ー プ C H R O 人 財 サ ー ビ ス 部 担 当	株式会社りそな銀行 執行役員

	兼コーポレートガバナン		
	ス 事 務 局 担 当		
伊 佐 真一郎	グループCDIO	株式会社りそな銀行	執行役員
	D X 企 画 部 担 当		
	兼カスタマーサクセス部		
	担当		
	兼データサイエンス部担		
	当		
	兼グループ戦略部(事業		
	開発) 担当		
片 山 光 輝	I T 企 画 部 担 当	株式会社りそな銀行 幸	執行役員
	兼ITセキュリティ統括		
	部 担 当		
	兼グループ戦略部(シス		
	テム改革)副担当		
岩舘伸樹	グループ戦略部担当	株式会社りそな銀行	劫行役員
白 前 甲 烟	ノルノ製作品は当	体が至正りてな歌目	₩ NI

	氏	名		地位及び担当	重要な兼職
原	藤	省	吾	グループ戦略部(住宅ロ ーン業務プロセス改革) 担 当	株式会社りそな銀行 執行役員
松	井	邦	夫	コーポレートコミュニケ ー シ ョ ン 部 担 当	
Щ	本	典	嗣	信用リスク統括部担当 兼グループ戦略部 (法 人・融資業務改革) 副担 当	株式会社りそな銀行 執行役員
西	田	章	彦	グループ戦略部長	株式会社りそな銀行 執行役員

⁽注) 1. *は代表執行役であります。

^{2.} 南昌宏及び野口幹夫は取締役を兼務しております。

(2) 会社役員に対する報酬等

イ 当事業年度に係る役員の報酬等

			報酬等	報酬等の総額		
区分	支給人数			業績連	業績連動報酬	
	人相八数		基本報酬	金銭報酬 (年次インセンラ ィ ブ)	非金銭報酬 ⁻ (中長期インセン テ ィ ブ)	
	(人)				(百万円)	
取締役	10	128	128	_	_	
4人10人	(10)	(144)	(144)	(-)	(-)	
執行役	17	266	166	50	49	
刊111文	(19)	(607)	(392)	(123)	(92)	
計	27	395	294	50	49	
p I	(29)	(751)	(536)	(123)	(92)	

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
 - 2. 支給人数は2022年度在籍役員のうち報酬を支給した役員の数を表示しており、2022年6月24日に就任した取締役3名及び同日をもって退任した取締役2名及び執行役1名ならびに2023年3月31日をもって退任した執行役4名を含んでおります。
 - 3. 取締役と執行役を兼務する者については、取締役としての報酬は支給しておりません。
 - 4. 基本報酬は、役職位別報酬と職責加算報酬で構成しております。
 - 5. 非金銭報酬は、役員向け株式給付信託の当事業年度中に会計上費用計上した金額を記載しております。
 - 6. 本表記載のほか、2022年3月31日をもって退任した執行役4名に対する金銭報酬の当社引当金 戻入額が7百万円 (グループ連結の戻入額は17百万円)、非金銭報酬の当社引当金戻入額が 2百万円 (グループ連結では8百万円の費用計上)あります。
 - 7. () 内は当社役員のうち当該連結子会社役員(執行役員を含む)として受けた報酬等を加えた ものを合算した金額及びその支給人数であります。当社執行役のうち、子会社であるりそな銀行 及び埼玉りそな銀行の代表取締役社長を兼務する2名については、執行役としての報酬を支給し ておりません。

なお、関西みらいフィナンシャルグループの代表取締役兼社長執行役員を兼務する執行役における金銭報酬には、関西みらいフィナンシャルグループおよび関西みらい銀行が支給している株式取得目的報酬を含んでおります。

□ 報酬方針の概要

当社の報酬方針は、独立社外取締役のみによって構成される報酬委員会において決定しております。報酬方針の概要は以下のとおりです。

<取締役の報酬体系>

名称	内容・支給方法等	
後職位別報酬 金 固 選 定	役職位別報酬(固定報酬・金銭報酬) ●役職位毎の職責の大きさに応じて支給	毎月支給
報 電 報 電 報 電 報 電 報 電 報 電 報 電 報 電 報 電 報 電 に に に に に に に に に に に に に	職責加算報酬 (固定報酬・金銭報酬) ・指名、報酬および監査の各委員会の構成員である社外取締役に対して支給	毎月支給

<執行役の報酬体系>



① 基本的な考え方

- ・ 取締役及び執行役の報酬等は、報酬委員会が客観性及び透明性をもって適切に決 定します。
- ・ 取締役の報酬は、執行役に対する健全な監督を重視した報酬体系とし、役職位別 報酬及び職責加算報酬の金銭報酬で構成します。
- ・ 執行役の報酬は、業務執行に対するインセンティブの維持・向上を図るため業績 に連動する比率を重視した体系とします。また、当グループの持続的な成長及び 中長期的な株主価値増大に向けたインセンティブを高めることを狙いとして、中 長期インセンティブ(業績連動型株式報酬)を含む体系とします。
- ② 取締役及び執行役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

上記「執行役の報酬体系」に記載のとおりです。

(ア) 役職位別報酬

役職位毎の職責の大きさに応じて支給します。なお、執行役の総報酬に占める役職位別報酬の割合は、上記「執行役の報酬体系」に記載のとおりです。

(イ) 職責加算報酬

指名、報酬及び監査の各委員会の構成員である社外取締役に対しては、各委員と しての職責に応じた報酬を加算します。

(ウ) 年次インセンティブ及び中長期インセンティブ 執行役には、業績に応じて年次インセンティブ及び中長期インセンティブを支給 します。上位役職位は、業績に連動する報酬の割合が高くなるように設定してお ります。総報酬に占める年次インセンティブ及び中長期インセンティブの割合は、

業績連動報酬について

① 年次インセンティブ (業績連動報酬・金銭報酬)

年次インセンティブは、役職位毎に設定した報酬テーブルを基に、「会社業績」と 「個人業績」の達成状況等に応じて決定します。

<会社業績> 4つの指標の達成状況に 基づいて報酬委員会が決定

<個人業績> × 執行役の業績等に基づいて 報酬委員会が決定

執行役の 年次インセンティブ

=

<会社業績>

以下項目の目標比達成率に基づいて2023年6月の報酬委員会が会社業績を決定します。各指標は、中期経営計画との整合性や、当グループの持続的成長及び中長期的な企業価値向上に資する指標として、報酬委員会において審議の上決定しております。

	指標	2022年度目標	2022年度実績
収益性	親会社株主に帰属する 当期純利益	1,600億円	1,604億円
	連結フィー収益比率	34%台後半	34.7%
効率性	連結経費率	63%台前半	67.4%
健全性	普通株式等Tier1比率(*)	9%台半ば	10%程度

^(*)バーゼル3最終化ベース、その他有価証券評価差額金除き

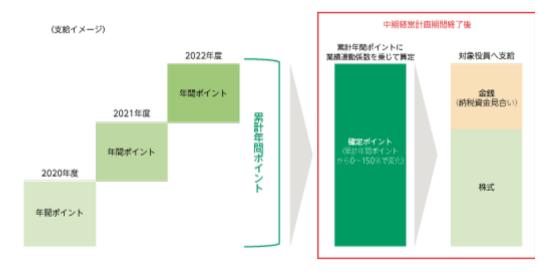
<個人業績>

執行役が所管する業務の「中長期的な施策」や「年度目標」の達成状況に基づいて 社長が評価案を策定し、報酬委員会が評価を決定します。中長期的な施策において は、当社が掲げる「2030年SDG s 達成に向けたコミットメント」及び「サステナビ リティ長期目標」に係る各執行役の取組み状況等を評価項目としております。

② 中長期インセンティブ (業績連動報酬・非金銭報酬)

2020年度より、執行役の中長期インセンティブとして中期経営計画の期間(2020年度 ~2022年度)を評価期間とする株式給付信託を導入しております。株式給付信託の概要は以下のとおりです。

名称	役員向け株式給付信託					
対象役員	当社執行役並びにりそな銀行及び埼玉りそな銀行の業務執行権限を有する 役員					
指標と算定方法	「累計年間ポイント」に「業績連動係数」を乗じて算定いたします。 ①累計年間ポイント 中期経営計画期間中における対象役員の役職位及び在籍期間に基づいて 付与されるポイント ②業績連動係数(対象役員共通) 中期経営計画最終年度である2023年3月期の連結ROE及び相対TSR(株主 総利回り)に応じて0~150%の範囲で決定 ※相対TSR(株主総利回り)は、中期経営計画期間中における当社TSRの成 長率と、TOPIX配当込み株価指数(銀行業)の成長率を比較することで算 出し、評価期間における当社株式の期間投資収益を同業他社比較で評価い たします。					
指標の選定理由	連結ROEと相対TSRは、中期経営計画の達成状況を適切に評価し、当社株主の価値増大と役員への報酬支給がより連動する指標として選定しております。					
指標の実績	連結ROE: 7.66% 、 相対TSR: 105.88% 業績連動係数: 60%					
その他	クローバック及びマルス条項 対象役員が解任された場合やコンプライアンス上の重大な不正行為があったと報酬委員会が認めた場合等においては、本制度による報酬支給の権利 を失い、また既に支給を受けた報酬については返還するものとしております。					



2023年度から始まる中期経営計画の達成に向けたグループ役員の健全なインセンティブの発揮を目的として、役員向け株式給付信託を一部改定し、交付する当社株式に譲渡制限を付す「役員向け株式給付信託(RS交付型)」として継続いたします。

また、当社グループの報酬ガバナンス強化の観点から、本制度の対象者の範囲を関西 みらいフィナンシャルグループ、関西みらい銀行及びみなと銀行の業務執行権限を有 する役員にまで拡大するとともに、グループのサステナビリティに係る取組みの更な る加速を図るため、評価指標としてESG指標を新たに採用します。ESG指標はESG評価 機関による当社評価結果を踏まえたものとし、客観性を確保する仕組みといたします。

■ 報酬委員会について

① 報酬委員会の権限の内容

当社では、報酬委員会が決定する事項を「報酬委員会規程」にて以下のとおり定めております。

- ・取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針
- ・取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容
- ・上記にて定める方針に基づき個人別の報酬等の内容を決定するために必要な基準、 手続き等の制定及び改定
- ② 当事業年度に係る取締役及び執行役の個人別報酬等の内容が報酬方針に沿うものであると報酬委員会が判断した理由

取締役及び執行役の個人別の報酬等は、報酬方針に沿って個人別の報酬等を具体的に 算定するための基準である報酬支給基準に基づいて決定していることから、適正であ るものと判断しております。

(3) 責任限定契約

社外取締役である佐藤英彦氏、馬場千晴氏、岩田喜美枝氏、江上節子氏、池史彦氏、野原 佐和子氏及び山内雅喜氏のそれぞれと当社との間で、当該取締役の会社法第423条第1項 に関する責任につき、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする責任 限定契約を締結しております。

(4) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、保険会社との間において、当社の取締役及び執行役並びに子会社の役員(執行役員を含む)を被保険者として、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。

保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、 当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補する こととされています。但し、法令違反であることを認識して行った行為に起因して生じた 損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

	氏	名	兼職その他の状況
佐	藤	英 彦	弁護士(ひびき法律事務所) 株式会社ぐるなび 社外取締役
馬	場	千 晴	株式会社ミライト・ワン 社外取締役
岩	田	喜美枝	東京都 監査委員 住友商事株式会社 社外取締役 味の素株式会社 社外取締役
江	上	節子	三菱地所株式会社 社外取締役
池		史 彦	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 社外取締役 エーザイ株式会社 社外取締役
野	原	佐和子	株式会社イプシ・マーケティング研究所 代表取締役社長 第一三共株式会社 社外取締役 京浜急行電鉄株式会社 社外取締役
山	内	雅喜	パーソルホールディングス株式会社 社外取締役

- (注) 1. 上記兼職先と当社との間には、特筆すべき取引関係等はありません。
 - 2. 上記7氏は、当社または当社の特定関係事業者の役員または役員以外の業務執行者との親族関係にありません。
 - 3. 上記7氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

(2) 社外役員の主な活動状況

社外役員は取締役会等において、当社の経営に対し、幅広い見地からの適時適切な発言があります。

	氏	名	在任期間	取締役会等への出席状況 (2022年度)	取締役会等における発言 その他の活動状況
佐	藤	英彦	7年9ヵ月	取締役会 16回中 15回 指名委員会 13回中 12回 監査委員会 15回中 15回	法務の専門的な知識や行政での経験に基づき、特に、イアネス・リスして、組織マスス・リスして、カーのでは、カ
馬	場	千晴	5年9ヵ月	取締役会 16回中 16回 監査委員会 15回中 15回 報酬委員会 8回中 8回	金融分野の専門家に関する十分ジメアの知識なおりである十分ジメである。 特に、組織・リススクで、組織・リススクで、組織・リススクで、関係に基づから、特に、組織・リススクで、の観点を果たする。 またい、当時では、一個のでは、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個
岩	田	喜美枝	3年9ヵ月	取締役会 16回中 14回 指名委員会 13回中 12回 報酬委員会 8回中 8回	製造業の経営者としての発想やに、の発想やに、の経営者としての発想をしての発想をしまづき、特によびき、特によびき、やダイバーションの観点があるという。当時ではいただくのでは、当該観点がは、当時では、当該観点がは、当時では、当時では、当時では、当時では、当時では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般

	氏	名	在任期間	取締役会等への出 (2022年度)	席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
江	上	節 子	2年9ヵ月	取締役会 16回中 指名委員会 13回中 報酬委員会 8回中	16回 13回 8回	企業の経営改革推進に係る経験に基づき、特に、オーシーンティインを関係でするというで、大力で関係では、イバーシティを関係では、イバーションの観点というでは、当社を関係では、当社を関係では、当社を関係では、対するとは、対するとは、大変教教では、対するとのでは、は、大変教教では、対するというでは、は、大変教教を表して、は、大変教教を表して、は、大変教教を表して、は、大変教教を表して、は、大変教教を表して、は、大変教教を表して、は、大変教教を表して、は、大変教教を表して、は、大変教教を表して、は、大変教教を表した。
池		史彦	1年9ヵ月	取締役会 16回中 指名委員会 13回中 監査委員会 4回中	15回 12回 4回	グローバルに展開する製造業の経営者としての発想や経験に基づき、管理によったでリスク管機に、リスク管機能を果たしていただくことを期待して、当該観点がなどの社がなど、当該観点がなど、は対する監督をとして、大き適切などに対するとは取締役会議長として議ります。また、2022年6月には取締役会議長として議事では取締役会議長として議事では、よび2022年6月にでは、大き事運ができました。
野	原	佐和子	9ヵ月	取締役会 12回中 報酬委員会 6回中	12回6回	IT分野における豊富な経験と高い専門性に基づき、特に、IT・デジタルやコンプライアンス・リスクで理の観点から監督機能を果たして。とを期待しております。とないただきました。当社の社外取締役として業務役をといて、当該観点がなながな意見・提言等をいただきの社外取締役として業務として対する監督・助言等の切なな執行に対する監督・助言等の切なな執行に対する監督・助言等の切なな執行に対する監督・助言等の切なな表表で、報酬委員会委員として表表しておきました。

	氏	名		在任期間	取締役会等 (202	4への出席 22年度)	状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
Ш	内	雅	喜	9ヵ月	取締役会監査委員会	12回中 11回中	12回 11回	物流業界の経営者としての発想や経験に基づき、特に、組織関立を、知識点からを表している。 を果たしていただらいる。 を果たしていたがのでは、と会に関係して、当社ではののでは、 はこれがでする。 は、当該観点から積極的な意見をいたができる。 は、当該観点がなができる。 は、当該ではないでは、 は、当なでは、 は、当なではないではないでは、 は、当なでは、 は、当なでは、 は、当なでは、 は、当なでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、

- (注) 1. 在任期間は、社外役員への就任後から当該事業年度末までの期間(当該事業年度中に辞任した取締役については辞任するまでの期間)について、1ヵ月に満たない期間を切り捨てて表示しております。
 - 2. 会社法第370条に基づく取締役会決議があったものとみなす書面決議は1回行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

支給人数		報酬等の総額	
又 和八剱		基本報酬	業績連動報酬
(人)			(百万円)
7	104	104	_

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 - 2. 支給人数は、2022年度在籍役員のうち報酬を支給した役員の数を表示しております。
 - 3. 基本報酬には、役職位別報酬及び職責加算報酬を含みます。

4 当社の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数

普通株式	6,000,000千株
優先株式	20,000千株
うち第一回第7種優先株式	10,000千株
うち第二回第7種優先株式	10,000千株
うち第三回第7種優先株式	10,000千株
うち第四回第7種優先株式	10,000千株
うち第一回第8種優先株式	10,000千株
うち第二回第8種優先株式	10,000千株
うち第三回第8種優先株式	10,000千株
うち第四回第8種優先株式	10,000千株

- (注) 1. 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 - 2. 第一回ないし第四回第7種優先株式の発行可能種類 株式総数は併せて10,000千株、第一回ないし第四回 第8種優先株式の発行可能種類株式総数は併せて 10,000千株を、それぞれ超えないものとします。

発行済株式の総数

普通株式 2,377,665千株

(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数

普通株式

286,369名

(注)上記の普通株式の株主数には、単元未満株式のみを有する株主45,482名を含んでおります。

(3) 大株主

普通株式(上位10名)

サナの丘々ワルタが	当社への出	当資状況
株主の氏名又は名称	持株数等	持株比率
	(千株)	(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	393, 684	16. 56
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	169, 738	7. 14
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	76, 918	3. 23
第一生命保険株式会社	75, 145	3. 16
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	64, 227	2.70
日本生命保険相互会社	54, 355	2. 28
AMUNDI GROUP	45, 133	1. 89
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	38, 467	1. 61
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	37, 073	1. 55
大同生命保険株式会社	28, 590	1. 20

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 - 2. 持株比率は、自己株式 (894千株) を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。 なお、当該自己株式数には、従業員持株会支援信託ESOPが保有する当社株式11,345千株及び役員向け株式給付信託が 保有する株式3,789千株が含まれておりません。
 - 3. 上記株主のうち、株式会社日本カストディ銀行につきましては、株式会社りそな銀行が340千株(16.66%)所有しております。

(4) その他株式に関する重要な事項

イ 自己株式の取得、処分等及び保有

● 取得株式

株式の種類	株式の総数	取得価額の総額	
	(千株)	(百万円)	
普通株式	23, 325	15, 006	

2 処分株式

株式の種類	株式の総数	処分価額の総額	
	(千株)	(百万円)	
普通株式	23	15	

3 消却株式

株式の種類	株式の総数	処分価額の総額	
	(千株)	(百万円)	
普通株式	23, 314	14, 804	

4 決算期における保有株式

	株式の種類	株式の総数
		(千株)
普通株式		894

- (注) 1. 株式数は千株未満を、金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 - 2. 上記自己株式には、従業員持株会支援信託ESOP及び役員向け株式給付信託が取得、処分等した当社株式は含まれてお
 - 3. 株式の処分価額は、処分時の当該種類の自己株式の平均取得単価にて算出しております
 - 4. 当社は、2022年11月11日開催の取締役会において、会社法第459条第1項第1号の規定による当社定款第50条の定めに 基づく自己株式(普通株式)の取得を決議し、下記のとおり実施いたしました。 (1) 自己株式の取得理由 株主還元の充実、資本効率の向上および機動的な資本政策の遂行を可能とするため

 - (2) 取得の方法 取引一任契約に基づく東京証券取引所における市場買付け
 - (3) 取得した株式の総数 23,314千株
 - (4) 株式の取得価額の総額 14,999,952千円
 - 2022年11月14日から2022年12月23日(約定ベース) (5) 取得日
 - また、会社法第178条の規定に基づき、自己株式の消却を行うことを決定し、下記のとおり実施いたしました。
 - (1) 消却する株式の種類 当社普通株式
 - (2) 消却する株式の総数 23,314千株 (消却前の発行済普通株式総数に対する割合 0.97%)
 - (3) 消却日 2023年1月20日

ロ 従業員株式所有制度の内容

当社は、中長期的な企業価値向上に係るインセンティブ付与を目的として、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株会支援信託ESOP」(以下「ESOP信託」といいます。)を導入しております。

ESOP信託制度の概要は以下のとおりであります。なお、当事業年度末にESOP信託が所有する当社株式数11.345千株は本項における自己株式に含まれておりません。

当社がりそなホールディングス従業員持株会(以下「当社持株会」といいます。)に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託(なお、当社の子会社である株式会社りそな銀行が、当該信託を受託しております。)を設定し、当該信託は信託期間中に当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、予め定める取得期間内に取得します。

その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却します。

信託終了時に、株価の上昇等により信託収益がある場合は、期間中に取得した株式数などに応じて受益者たる従業員等に金銭が分配されます。

株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、責任財産限定特約付金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が一括して弁済することとなります。

(信託契約の概要)

① 委託者 : 当社

② 受託者 :株式会社りそな銀行

③ 受益者 : 当社持株会加入員のうち受益者要件を充足する者

④ 信託契約日 : 2022年2月1日

⑤ 信託の期間 : 2022年2月1日~2027年1月31日

⑥ 議決権行使 : 受託者は、当社持株会の議決権行使状況を反映した信託管

理人の指示に従い当社株式の議決権を行使します。

※当社持株会への売却により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間の満了前に信託収益を受益者に分配し、信託期間が満了する前に信託が終了します。

従業員持株会に取得させる予定の株式の総額

6,163百万円

当該従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲 当社持株会加入員のうち受益者要件を充足する者

当社は、当社並びに当社子会社である株式会社りそな銀行及び株式会社埼玉りそな銀行の業務執行権限を有する役員(以下、「当グループ役員」といいます。)を対象とした中長期インセンティブとして、信託を活用した業績連動型株式報酬制度を導入しております。

制度の概要及び信託契約の概要は以下のとおりであります。

(制度の概要)

本制度は、当グループ役員の報酬として、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、株式給付規程に基づき当グループ役員に付与するポイント数に相当する数の当社株式及び当社株式の時価相当額の金銭を、本信託を通じて給付する株式報酬制度です。

なお、当グループ役員が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として、中期経営計画 の最終事業年度(2023年3月期)の業績確定後とします。

(信託契約の概要)

①委託者 : 当社

②受託者:株式会社りそな銀行

③受益者: 当グループ役員のうち株式給付規程に定める受益者要件を充

足する者

④信託契約日 : 2020年8月7日

⑤信託期間:2020年8月7日から本信託が終了するまで(特定の終了期日

は定めず、委託者、受託者及び信託管理人が終了について合意 したとき等、契約書に規定する事由等が発生した場合に本信託

は終了するものとします。)

⑥議決権行使 : 本信託内にある当社株式に係る議決権については、経営への中

立性を確保するため、信託期間中は一律不行使とします。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

氏名又は名称 当該事業年度に係る報酬等 その他

(百万円)

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 木村 充男 指定有限責任社員 大竹 新 指定有限責任社員 石坂 武嗣

164

- ・会社法第399条第1項の同意の理由 (注)3
- ・公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務 (注)4
- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 - 2. 当社、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額873百万円
 - 3. 監査委員会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前年度の 監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積もりの算出根拠等を確認し検 討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
 - 4. 受託業務における内部統制の整備及び運用状況の検証業務等であります。
 - 5. 当社の会計監査人と同一のネットワーク・ファームに対し、当社、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他財産 上の利益の合計額(当社の会計監査人を除く)は、114百万円であります。主な業務の内容は、財務・税務に係るア ドバイザリー業務等であります。

(2) 会計監査人に関するその他の事項

イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の資格要件、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制の整備状況、並びに当グループの会計監査人としての適格性等を中心に、会計監査人及び当社執行役等からの報告、子会社の監査役等を含む当グループの経営陣との意思疎通等に基づく検討を加え、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

□ 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人による、当社の重要な子会社及び子 法人等の計算関係書類の監査

当社の重要な子法人等のうち、りそなプルダニア銀行(P.T. Bank Resona Perdania)及びりそなマーチャントバンクアジア(Resona Merchant Bank Asia Limited)は、当社の会計監査人以外の監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む)の監査を受けております。

6 その他

会社法第459条第1項の規定による定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

当社の普通株式に対する配当につきましては、前記〔1(1)ハ(対処すべき課題) VI. 資本マネジメント〕に記載の株主還元方針に基づき、2023年度に係る年間配当は1円増配し、普通株式1株当たり22円(中間配当11円及び期末配当11円)とさせていただく方針です。また、株主還元の充実、資本効率の向上および機動的な資本政策の遂行を目的として、2023年5月12日に100億円(上限)の自己株式の取得枠の設定を行いました。今後も中期経営計画の株主還元方針に基づき、安定配当を継続するとともに、総還元性向の水準の50%程度への引き上げを目指してまいります。

なお、2022年度の期末配当金につきましては、2023年5月12日開催の取締役会決議で、1株当たり10.5円とさせていただきました。この結果、2022年度の年間配当額は、中間配当金1株当たり10.5円とあわせて、1株当たり21円となりました。また、2022年11月14日から12月23日にかけて、株主還元等を目的として、総額約150億円の自己株式の取得を行いました。

(法令及び定款に基づく書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

以下の事項につきましては、法令及び当社定款第20条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.resona-gr.co.jp/)に掲載しております。

「業務の適正を確保する体制」「特定完全子会社に関する事項」

(該当がないため記載を省略した項目)

「事業譲渡等の状況(当社の現況に関する事項)」「その他企業集団の現況に関する重要な事項(当社の現況に関する事項)」「補償契約(会社役員に関する事項)」「社外役員の意見(社外役員に関する事項)」「当社の新株予約権等に関する事項」「役員保有株式(当社の株式に関する事項)」「責任限定契約(会計監査人に関する事項)」「補償契約(会計監査人に関する事項)」「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」「親会社等との間の取引に関する事項」「会計参与に関する事項」

業務の適正を確保する体制

(1) 「グループ内部統制に係る基本方針」の内容の概要

当社は、グループ企業価値の向上に向け、業務の適正を確保するための体制を構築し、りそなグループに相応しい内部統制を実現することを目的として、内部統制に係る基本方針を取締役会において決定しております。

イ はじめに

当社及びグループ各社(※)は、多額の公的資金による資本増強を受けたことを真摯に反省し、このような事態を再び招くことのないよう、グループ内部統制に係る基本方針をここに定める。

本基本方針のもと、グループ企業価値の向上に向け、内部統制の有効性を確保するための最適な運用及び整備に努め、りそなグループに相応しい内部統制の実現を目指す。

※ 会社法第2条3号及び会社法施行規則第3条に定める会社と定義する。以下、同様。

ロ 内部統制の目的(基本原則)

当社及びグループ各社は、一般に公正妥当と認められる内部統制の評価の基準に従い、以下の4つの目的の達成に努めることを、グループの基本原則として定める。

● 業務の有効性及び効率性の向上

事業活動における健全性の確保及び企業価値の向上を目的として、業務の有効性及び効率性の向上を図る。

2 財務報告の信頼性の確保

投資家からの信頼や情報開示の透明性及び公正性の促進を目的として、財務諸表及び財務諸表に重要な 影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性の確保に努める。

3 法令等の遵守

銀行業務の公共性に鑑み、また、当社及びグループ各社の「社会的責任と公共的使命」を強く認識した うえ、事業活動に関わる法令その他の規範等を遵守する。また、不正行為等の発生防止、早期発見等に 努める。

4 資産の保全

資産の取得、使用及び処分が正当な手続き及び承認の下に行われるよう資産の保全に努めるとともに、 銀行業務におけるリスク管理の重要性に鑑み、経営体力及び収益に見合うリスクテイク、並びに顕在化 した、または予見される損失に対する早期処理を原則とする事業活動を徹底する。

ハ 内部統制システムの構築(基本条項)

内部統制の目的を達成するため、統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、IT (Information Technology) への対応など基本的要素が組み込まれた内部統制システムを整備し、その有効性の確保に努める。この方針を踏まえ、グループ共通の「りそなグループ経営理念」を定めたうえ、当グループの業務の適正を確保するための体制整備を行うべく、以下の基本条項を定める。

● 当社の執行役及び使用人並びにグループ各社の取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び 定款に適合することを確保するための体制に関する事項

法令・ルールはもとより社会規範を遵守し、社会やお客さまの期待に応えるため、「グループコンプライアンス基本方針」を定め、コンプライアンス体制の整備と実践に取組むものとする。同方針等に基づき、コンプライアンスに関する規範体系を明確にするとともに、当社の執行役及び使用人並びにグループ各社の取締役、執行役員及び使用人の役割を定めるなどコンプライアンス体制の確立を図る。

法令等遵守を統括するコンプライアンス統括部署を設置し、一定の重要な意思決定を行う事項については、同部署において事前にその適法性等を検証すること等により、当社の執行役及び使用人並びにグループ各社の取締役、執行役員及び使用人の職務の執行の適切性を確保するものとする。

加えて、お客さまの保護や利便の向上に向け、「グループお客さま説明管理方針」「グループお客さま サポート等管理方針」「グループ情報取扱方針」「グループリスク管理方針」「グループ利益相反管理 方針」を定め、お客さまへの説明の管理、お客さまからの相談や苦情等への対応の管理、お客さまの情報の取扱いの管理、業務を外部委託する場合のお客さまの情報やお客さまへの対応の管理、利益相反の 管理に関する適切かつ十分な体制整備と実践に取組むものとする。

また、法令等の求める義務や措置、国際的な規則等を遵守し金融サービスの濫用防止等の金融犯罪へ対峙していくため、「金融犯罪対策方針」を定め、マネー・ローンダリングやテロ資金供与の防止に向けた体制の強化に取組むものとする。

2 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理の体制に関する事項

執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理が適切に行われるよう「執行役規程」において、執行役は、情報の保存及び管理の方法などの規程等に従うこととし、その徹底を図るものとする。また、「グループ情報取扱基本方針」を定め、執行役及び使用人の職務の執行に係る情報の取扱・保存・管理が適切に行われることを徹底する。

❸ 当社及びグループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する事項

当社及びグループ各社のリスク管理体制を確立するため、「グループリスク管理方針」を定めるとともに、各種リスクの統合管理を行うリスク統括部署を設置する。リスク統括部署はリスクカテゴリーごとの各リスク管理部署による管理を通じ、統合的な管理を行うものとする。

また、十分な自己資本及び自己資本比率を確保するために、「グループ自己資本管理の基本方針」を定め、有効に機能する自己資本管理体制の確立を図るものとする。

さらに、「グループ危機管理基本方針」を定め、災害やシステム障害等によりリスクの顕在化がリスク管理の領域を超えて危機にまで拡大した場合に、迅速な対応及びリスク軽減措置等により業務の早期回復(業務継続・復旧)が図れるよう、平時より危機管理について適切な体制整備を行うものとする。

④ 当社の執行役並びにグループ各社の取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制に関する事項

当社の執行役並びにグループ各社の執行役員や当社及びグループ各社の組織体制に係る「事務分掌規程」「執行役規程」を定め、各組織の所管事項や職務権限・責任を明確化し、適正かつ効率的な職務の執行のための体制を整備するものとする。

また、「取締役会規程」など重要会議の規程を定め、適正かつ効率的な意思決定を行うための体制を整備するものとする。

- ⑤ 当社及びグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制(グループ各社の 取締役及び執行役員の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制を含む。)に関する事項 当社及びグループ各社は、共通の経営理念である「りそなグループ経営理念」により、お客さまからの 信頼、変革への挑戦、透明な経営、地域社会の発展に努めるとともに、企業集団の業務の適正確保等を 目的として、以下の方針を定める。
 - (ア) 当社は別途定める「グループ経営管理規程」に従い、グループ企業価値の最大化を目的として、グループ各社への経営管理を行う。実務上は、経営管理に関する基準を設け、当社とグループ各社で事前に十分に協議すべき事項や、グループ各社から当社へ報告すべき事項などを定めるものとする。
 - (イ) 「情報開示及び財務報告に関する基本方針」を定め、当社及びグループ各社における公平かつ 適時適切な情報開示及び信頼性ある財務報告の実施、並びに財務報告に係る内部統制を含む情 報開示統制の有効性確保を図るものとする。
 - (ウ) 当社及びグループ各社の企業価値向上を支える競争力の源泉であるITについて、「IT基本方針」を定め、内部統制の有効性確保を含むITの機能が継続的かつ適切に発揮され、IT戦略の実効性が確保されるよう努めるものとする。
 - (エ) 当社及びグループ各社のリスク統括部署及び各リスク管理部署以外の業務執行部署は、経営諸

活動の遂行等に伴うリスクやコンプライアンスに関するリスクオーナーとして、各種方針等に 基づく自律的な統制活動を行うものとする。

- (オ) 当社及びグループ各社のリスク統括部署及び各リスク管理部署は、リスク管理やコンプライアンスに関する専門的な知識を有する業務執行部署として他の業務執行部署の経営諸活動の遂行状況等をモニタリング・牽制し、改善を促進するとともに、経営諸活動の遂行に必要な支援を行うものとする。
- (カ) 当社及びグループ各社の内部監査体制を整備するため、「グループ内部監査基本方針」を定めるとともに、業務執行部署から独立した内部監査部署を設置する。内部監査部署は当社及びグループ各社の経営諸活動の遂行状況等について検証・評価し、改善を促進するものとする。
- 6 監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査委員会に直属する組織として監査委員会事務局を設置するとともに、「監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する規程」を定め、監査委員会の職務を補助する使用人は同事務局へ所属するものとする。なお、同事務局には、各業務を十分に検証できるだけの専門性を有する者を置くものとする。また、同事務局の業務に関する規程は、別途監査委員会が定めるものとする。

⑦ 前号の使用人の執行役からの独立性の確保に関する事項及び前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

前号の使用人の執行役からの独立性を確保するため及び前号の使用人に対する指示の実効性を確保するために、前号「監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する規程」により、当該使用人の異動や人事評価等に関する事項について、監査委員会または同事務局の事前の同意を得ることを定めるものとする。また、執行役は、当該使用人が業務遂行するうえで、不当な制約を受けることがないよう配慮すべきものとする。

- ❸ 当社の取締役(監査委員である取締役を除く)、執行役及び使用人並びにグループ各社の取締役、監査役、執行役員及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者の監査委員会への報告体制に関する事項
 - (ア) 当社の取締役(監査委員である取締役を除く)、執行役及び使用人は、当社またはグループ各社に著しい損害を及ぼすおそれや事実の発生、信用を著しく失墜させる事態、内部統制の体制・手続き等に関する重大な欠陥や問題、法令違反や重大な不当行為などについて、書面もしくは口頭にて監査委員会に報告を行うものとする。
 - (イ) グループ各社の取締役、監査役、執行役員及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当社またはグループ各社に著しい損害をおよぼすおそれや事実の発生、信用を著しく失墜させる事態、内部統制の体制・手続き等に関する重大な欠陥や問題、法令違反や重大な不当行為などについて、書面もしくは口頭にて当社監査委員会に報告を行うものとする。
 - (ウ) 上記(ア)及び(イ)にかかわらず、当社監査委員会は必要に応じ、いつでも職務の執行について報告を求めることができ、当社の取締役、執行役及び使用人並びにグループ各社の取締役、監査役、執行役員及び使用人は、説明を求められた場合、正当な理由がない限り、当該事項について速やかに報告するものとする。
- **ூ** 報告者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制に関する事項 前項の報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行なうことを禁止し、そ の旨を周知徹底する。
- ⑩ 監査委員の職務の執行について生ずる費用の処理等に関する事項 監査委員の職務の執行上必要と認める費用については、あらかじめ予算を計上する。ただし、監査委員 は、緊急または臨時に支出を要する費用についても、当社に請求することができ、当社は、当該請求が 監査委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、これを負担する。
- ① その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制に関する事項 監査委員会の監査が実効的に行われるため、内部監査部署は、別途定める「グループ内部監査基本方針」 に従い、内部監査基本計画の策定及び内部監査の結果、改善勧告に基づく改善状況の結果を含め、監査 委員会に対する職務上の報告等を行う体制を整備するとともに、監査委員会との定例的な意見交換を行

う等日常の緊密な連携を行う。また、内部監査以外の財務、リスク管理、法令等遵守など内部統制に係わる部署についても、監査委員会との円滑な意思疎通等その連携に努めるものとする。

(2) 「グループ内部統制に係る基本方針」に基づく運用状況の概要

当社は、「グループ内部統制に係る基本方針」の定めに従い、内部統制システムを適切に整備・運用し、 その有効性の確保に努めております。

イ グループ運営に係る体制整備の状況

当グループは、責任ある経営体制の確立及び経営に対する監視・監督機能の強化、並びに経営の透明性 向上に努めております。

当社の取締役会においては、2003年6月に邦銀グループ初の指名委員会等設置会社に移行したのち、社外取締役が過半数を占める構成のもと、活発な議論を行ってまいりました。経営上の重要事項の意思決定と業務執行の監督は取締役会が、業務執行は執行役が行うという役割分担の明確化がなされ、取締役会の監督機能と意思決定機能の強化が図られております。

また、子会社各社の自律性を確保しつつ、グループのコーポレートガバナンスに係る基本的な考え方に沿った経営が行われるよう子会社各社の経営管理を行い、当社を中心とするグループガバナンスの強化を図っております。

ロ 内部監査に係る体制整備の状況

内部監査は、当社及びグループ各社が経営管理体制を確立し、業務の健全性・適切性や社会的信頼を確保するために行う経営諸活動について、その遂行状況を検証・評価し、改善を促進することにより、企業価値の向上を支援することを目的とする重要な機能であります。

当社では、その目的達成のため「グループ内部監査基本方針」を定め、取締役会の指揮の下に、業務担当部署から独立した内部監査部を設置し、内部監査を専ら担当する執行役を任命しています。また、監査機能の強化を通じた当社のコーポレートガバナンスの更なる充実に向けて、内部監査部と取締役会・監査委員会及び代表執行役との関係を明確にしています。具体的には、第一義的な職務上のレポーティングラインを取締役会・監査委員会とし、監査委員会が内部監査部に対して直接指示し、報告させるレポーティングラインを明示的に確保することにより、代表執行役等に対する監督・牽制を強化しております。

なお、グループ各社においてグループ運営上の重大な事象が生じた場合、当社内部監査部は、当該グループ各社の内部監査部署と連携して監査にあたる態勢を構築しております。

ハ 法令等遵守に係る体制整備の状況

当グループは、過去に公的資金による多額の資本増強を受けたことを真摯に反省し、グループの再生には判断や行動基準の見直しとその浸透が必要不可欠との認識のもと、役員・従業員の判断や行動の原点となる「りそなグループ経営理念」、経営理念を各ステークホルダーに対する基本姿勢の形で具体化した「りそなWAY(りそなグループ行動宣言)」を定め、これを公表しております。また、経営理念、りそなWAYを役員・従業員の具体的行動レベルで明文化したものとして、「りそなSTANDARD(りそなグループ行動指針)」を定めております。

また、当社及びグループ各社においてコンプライアンスに関する基本方針を定め、役員・従業員の役割や組織体制、規範体系、研修・啓発体制など基本的な枠組みを明確化しております。グループ各社は、コンプライアンスを実現するための実践計画であるコンプライアンス・プログラムを年度毎に策定・実践することにより、主体的なコンプライアンス態勢の強化に努めております。

従業員(家族や退職者を含む)からのコンプライアンスに関する相談・報告制度として、社外の契約弁護士を受付窓口とする「りそな弁護士ホットライン」や社内及び社外の電話受付事業者を窓口とする「りそなコンプライアンス・ホットライン」を設置し、内部通報規程を定めてホットライン利用者の保護を明確化するなど、社内通報体制の充実を図っております。

また、会計、会計に係る内部統制、会計監査に関する不正処理や不適切な処理についての外部からの通報窓口として、「りそな会計監査ホットライン」を設置しています。

「りそな弁護士ホットライン」及び「りそな会計監査ホットライン」については、経営陣から独立した

窓口として、社外の法律事務所が通報等を受付していますが、受付した全ての事案について、社外取締役である監査委員長に直接報告することにしており、制度の信頼性や透明性の向上を図っています。体制面においては、当社及びグループ各社にコンプライアンス統括部署を設置するとともに、各グループ銀行の営業店・本部各部にコンプライアンス責任者を設置しております。また、グループのコンプライアンスに関する諸問題については、「グループ・コンプライアンス委員会」において協議しておりませ

このほか、当社のコンプライアンス統括部署にAML(※)金融犯罪対策室を設置し、グループ全体でマネー・ローンダリングやテロ資金供与の防止に向けた体制の強化に努めております。

さらに、グループ各社のお客さまの保護や利便性の向上に向け、お客さまへの説明の管理、お客さまからの相談や苦情等への対応の管理、お客さまの情報の取扱いの管理、業務を外部委託する場合のお客さまの情報やお客さまへの対応の管理、利益相反の管理に関する部署をグループ各社において明確化し、当社においては、お客さまからの信頼や利便性の向上に向けた対応策について、上記「グループ・コンプライアンス委員会」において検討を行っております。

※AML=Anti-Money Laundering (マネー・ローンダリング対策) の略

■ リスク管理に係る体制整備の状況

当社では、グループにおけるリスク管理を行うにあたっての基本的な方針として「グループリスク管理 方針」を制定し、管理すべきリスクの種類・定義、リスク管理を行うための組織・体制、及びリスク管 理の基本的な枠組みを明確化することで、強固なリスク管理体制の構築に取り組んでおります。具体的 には、この方針に従い、当社は、統合的リスク管理部署及びリスクカテゴリー毎のリスク管理部署を設 置し体制を整備するとともに、グループ各社に対するリスク管理上の方針・基準の提示、りそな銀行、 埼玉りそな銀行及び関西みらいフィナンシャルグループのリスク管理上の重要事項にかかる事前協議、 グループ各社からのリスク状況の定期的な報告等を通じて、グループのリスク管理体制の強化を図って おります。グループ各社は、「グループリスク管理方針」に則り、各々の規模・業務・特性・リスクの 状況等を踏まえてリスク管理方針を制定し、各社にとって適切なリスク管理体制を整備しております。 当グループにおける主要リスクである信用リスクについては、「与信先の財務状況の悪化等により、資 産(オフ・バランス資産を含む)の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスク」と定義し、グループ 統一の信用リスク管理の基本原則として「グループ・クレジット・ポリシー」を定め、信用リスク管理 の徹底を図っております。「グループ・クレジット・ポリシー」では、過去における個別与信に対する 不十分な取組みと特定先・特定業種への与信集中が、公的資金による多額の資本増強の主因となった反 省を踏まえ、厳格な「与信審査管理」とリスク分散に重点を置いた「ポートフォリオ管理」を信用リス ク管理における2つの柱と位置づけております。

市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク、レピュテーショナルリスク等の管理については、 各種限度・ガイドラインの設定、リスク評価、コンティンジェンシープランの整備等、各種リスクの特性に応じた適切な方法により管理を行っております。

このほか、当社及びグループ各社は、災害・システム障害等により顕在化したリスクがリスク管理の領域を超えて危機にまで拡大した場合に備え、迅速な対応により業務の早期回復(業務継続・復旧)が図れるよう、危機管理の基本方針を定める等、危機管理に関する体制を整備しております。

特定完全子会社に関する事項

名称	住所	帳簿価額の合計	当社の総資産
			(百万円)
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町 二丁目2番1号	798, 614	1, 334, 510

第22期 [2022年4月 1日から 2023年3月31日まで] 附属明細書

住 所 東京都江東区木場一丁目5番65号株式会社 りそなホールディングス 代表執行役社長 南 昌 宏

2023年4月26日 作成 2023年6月 8日 備付

目 次

- 1. 計算書類に関する事項
 - (1) 有形固定資産及び無形固定資産
 - (2) 引当金
 - (3) 販売費及び一般管理費
 - (4) その他の重要な事項
- 2. 事業報告に関する事項
 - (1) 会社役員の兼職の状況
 - (2) その他の重要な事項

1. 計算書類に関する事項

(1) 有形固定資産及び無形固定資産

(単位:百万円)

種類	当期首	当 期	当 期	当 期	当期末	償 却	償 却
性 類	残 高	増加額	減少額	償却額	残 高	累計額	累計率
有形固定資産	4	13	0 (-)	10	8	50	86. 29%
無形固定資産	26	6	- (-)	9	23	73	75.87%
計	30	20	0 (-)	19	31	124	79. 78%

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 - 2.「当期減少額」欄の()内は、減損損失の金額であります。
 - 3.「償却累計率」は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(2)引当金

(単位:百万円)

ы <i>Л</i>		当 期 首		当 期		当期減少額			当	期末			
区	分	残		高	増	加	額	目的	使用	その何	也	残	高
投資損失	引当金		1, 2	247			_		_		85		1, 161
賞 与 引	当 金		7	777			565		777		_		565
役員賞与	引当金			75			64		75		_		64
役員株式給	付引当金		1	.30			45		-		_		175
計			2, 2	230			674		852		85		1, 966

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 - 2. 投資損失引当金の「当期減少額」欄の「その他」は、評価替による戻入額であります。

(3) 販売費及び一般管理費

(単位:百万円)

区 分		金額
給 料 · 手	当	3, 649
退職給付費	用	0
福 利 厚 生	費	40
減 価 償 却	費	19
土 地 建 物 機 械 賃 借	料	90
消 耗 品	費	3
旅	費	76
通信	費	95
広 告 宣 伝	費	84
諸会費・寄付金・交際	費	24
租 税 公	課	49
業 務 委 託	料	495
その	他	852
計		5, 482

⁽注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) その他の重要な事項

該当ありません。

2. 事業報告に関する事項

(1) 会社役員の兼職の状況

区分	氏 名	兼職法人等名	役 職	摘要
取締役	南昌宏	株式会社りそな銀行	取 締 役	銀行法第52条の19第 1項の規定に基づき 金融庁長官の認可を 受けております。 兼務会社は、銀行業で あります。
取締役	野口幹夫	株式会社りそな銀行	専務執行役員	銀行法第52条の19第 1項の規定に基づき 金融庁長官の認可を 受けております。 兼務会社は、銀行業で あります。
取締役	及川久彦	株式会社りそな銀行	取 締 役	銀行法第52条の19第 1項の規定に基づき 金融庁長官の認可を 受けております。 兼務会社は、銀行業で あります。
執行役	岩永省一	株式会社りそな銀行	代表取締役	銀行法第52条の19第 1項の規定に基づき 金融庁長官の認可を 受けております。 兼務会社は、銀行業で あります。
執行役	福岡聡	株式会社埼玉りそな銀行	代表取締役	銀行法第52条の19第 1項の規定に基づき 金融庁長官の認可を 受けております。 兼務会社は、銀行業で あります。
執 行 役	菅 哲哉	株式会社関西みらいフィナン シャルグループ 株式会社関西みらい銀行	代表取締役代表取締役	銀行法第52条の19第 1項の規定に基づき 金融庁長官の認可を 受けております。 兼務会社は、銀行持株 会社及び銀行業であ ります。
執行役	石 田 茂 樹	株式会社りそな銀行	専務執行役員	銀行法第52条の19第 1項の規定に基づき 金融庁長官の認可を 受けております。 兼務会社は、銀行業で あります。
執行役	田原英樹	株式会社りそな銀行	執 行 役 員	銀行法第52条の19第 1項の規定に基づき 金融庁長官の認可を 受けております。 兼務会社は、銀行業で あります。
執 行 役	小川耕一	株式会社りそな銀行	執 行 役 員	銀行法第52条の19第 1項の規定に基づき 金融庁長官の認可を 受けております。 兼務会社は、銀行業で あります。

執行役	南 和利	株式会社りそな銀行	常務執行役員	銀行法第 52 条の 19 第
	113 4H 43	N. (4) (1) (1)		1項の規定に基づき 金融庁長官の認可を 受けております。
				兼務会社は、銀行業で あります。
執 行 役	村尾幸信	株式会社りそな銀行	執 行 役 員	銀行法第52条の19第 1項の規定に基づき 金融庁長官の認可を
				受けております。 兼務会社は、銀行業で あります。
執 行 役	篠藤愼一	株式会社りそな銀行	執 行 役 員	銀行法第52条の19第 1項の規定に基づき 金融庁長官の認可を 受けております。 兼務会社は、銀行業で あります。
執行役	関口英夫	株式会社りそな銀行 株式会社埼玉りそな銀行	執 行 役 員 執 行 役 員	銀行法第52条の19第 1項の規定に基づき 金融庁長官の認可を 受けております。 兼務会社は、銀行業で あります。
執 行 役	伊佐真一郎	株式会社りそな銀行	執 行 役 員	銀行法第52条の19第 1項の規定に基づき 金融庁長官の認可を 受けております。 兼務会社は、銀行業で あります。
執 行 役	片 山 光 輝	株式会社りそな銀行 株式会社埼玉りそな銀行	執 行 役 員執 行 役 員	銀行法第52条の19第 1項の規定に基づき 金融庁長官の認可を 受けております。 兼務会社は、銀行業で あります。
執 行 役	岩舘伸樹	株式会社りそな銀行	執 行 役 員	銀行法第52条の19第 1項の規定に基づき 金融庁長官の認可を 受けております。 兼務会社は、銀行業で あります。
執行役	原藤省吾	株式会社りそな銀行	執 行 役 員	銀行法第52条の19第 1項の規定に基づき 金融庁長官の認可を 受けております。 兼務会社は、銀行業で あります。

(注) その他の重要な兼職の状況については事業報告「2. 会社役員(取締役及び執行役)に関する事項 (1) 会社役員の状況」に記載のとおりであります。

(2) その他の重要な事項

該当ありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月9日

株式会社りそなホールディングス取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ 東 京 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 木 村 充 男

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 大 竹 新

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 石 坂 武 嗣

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社りそなホールディングスの2022 年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連 結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社りそなホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。 監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を 監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上 の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入 手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関し て重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が 認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重 要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外 事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監 査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可 能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及 び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価 する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載 すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年5月9日

株式会社 りそなホールディングス 取締役 会 御中

有限責任監査法人トーマツ 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 木 村 充 男

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 大 竹 新

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 石 坂 武 嗣

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社りそなホールディングスの2022年4月1日から2023年3月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。 監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されて いる。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、ま た、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十 分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが 適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づい て継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を 監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、 監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査 に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利宝関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査委員会の監査報告書

監査報告書

当監査委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第22期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査委員会が定めた監査委員会監査規程に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、会社の内部統制部門等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2021年11月16日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類 (連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表) について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと 認めます。
 - ②取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 重要な後発事象

2023年5月12日開催の取締役会において、2023年5月15日から2023年6月30日までを取得期間とする当社普通株式(総数25,000,000株、総額100億円をそれぞれ上限とする)の取得枠を設定することが決議されました。また、会社法第178条の規定に基づき、自己株式の消却を行うことが決定されました。

2023年5月12日

株式会社りそなホールディングス 監査委員会

監 查 委 員 馬 場 千 晴 彦 監 查 委 員 佐 内 雅 彦 監 查 委 員 及 川 久

(注) 監査委員馬場干晴、佐藤英彦及び山内雅喜は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。